

高槻市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成３０年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

家庭環境の課題や、児童生徒を取り巻く環境に潜む課題の原因や背景が複雑化している。学校だけの取組だけでは解決が難しいケースに対し、社会福祉士等の専門的な知識やスキルを活用しながら働きかけ、課題の解決に向けて学校や児童生徒を支援する。

（２）配置・採用計画上の工夫

【配置】 教育委員会に配置

【採用等】 市の非常勤職員として採用し、市の関係機関との組織的な対応の強化を図った。

（３）配置人数・資格・勤務形態

【配置人数】 ３名 【資格】 社会福祉士、社会福祉主事任用資格、幼稚園教諭２種免許

【勤務形態】 週４回、週２９時間（１日あたり７時間１５分）

（４）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

【活動方針等】

①学校における生徒指導体制、支援体制の充実（関係機関とのコーディネート機能の充実）

②福祉的視点をいかした教職員に対する支援、コンサルテーション、情報提供

③関係機関とのネットワークの構築

④問題を抱えている児童生徒が置かれている環境へのアプローチ

⑤中学校区の担当ＳＳＷｅｒの紹介

⑥中学校区のＳＣとの情報共有、連携

【周知方法】 校長会、教頭会、小中生徒指導担当者連絡会等で活動方針や勤務形態の説明とＳＳＷｅｒの紹介

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象 高槻市スクールソーシャルワーカー

（２）研修回数（頻度）

- ・市のＳＶ研修（１回／月）
- ・市内の社会福祉士等で構成する研修会（２回／年）
- ・府のＳＳＷｅｒ養成研修（７回／年）
- ・府の課題別研修（４回／年）
- ・高槻市ＳＣ・ＳＳＷｅｒ連絡協議会（２回／年）

（３）研修内容

- ・市のＳＶ研修の中で、各ＳＳＷｅｒが対応しているケースの検討と交流
- ・市内の社会福祉士として採用された職員を中心に、福祉関係に所属する社会福祉士の知識と技術の向上により専門性を高めるための合同勉強会に参加している。
- ・府のＳＳＷｅｒ養成研修や課題別研修で、「児童虐待」「いじめ」「貧困」「発達障がい」等をテーマに講義、グループワーク、ケース会議の進め方のロールプレイ

（４）特に効果のあった研修内容

- ・ＳＳＷｅｒ個人で対応が困難な事例も、ＳＶによるスーパーバイズを受けることで、学校でのチーム体制の構築、関係機関との連携がスムーズになり、解決や好転に近づくプランニングまで行うことができた。そのことにより、学校に対してよりよい支援を行うことができた。
- ・府のＳＳＷｅｒ研修では、実践的なテーマについて、ＳＶ及びＣＳＳＷｅｒによる講義やグループワーク等を通じて、ＳＳＷｅｒに求められる役割について認識を深めることができた。
- ・実践交流等から、ＳＳＷｅｒとして児童生徒への支援や健全な育成のために必要な力を具体的に理解することができた。
- ・市内の社会福祉士等で構成する研修会では福祉関係法の制度、各関係課の事業の理解を深めることができた。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

【ＳＶの設置】 有り

【活用方法】 困難な事案に対してのスーパーバイズ、直接支援や月１～２回のＳＶ会議での指導助言

（６）課題

- ・ＳＳＷｅｒの知識や技術をさらに向上させるための研修プログラムの検討
- ・より効果的なスーパーバイズの在り方の検討

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】落ち着いた生活基盤と進学支援のための活用事例（⑦その他（心身の健康に関する問題）②虐待）

（1）事例概要

①家庭環境：一人親家庭（父と兄の3人暮らし） 本児は中1 母（実母）は校区内に居住

②経緯：遅刻・欠席が多く、気分の落ち込みも激しい為、担任教諭が母と面談を行った。その中で、「母との約束を守れない本児を父は厳しく叱り、そのため本児が母宅へ行くこともある」と言う。父は勝手にすればいいと思う反面、母は暴力で解決するところがあることを心配していた。

（2）SSWe rの関わり

学校から派遣要請があり、校内ケース会議を提案。本児の自己肯定感は低く、居場所を求めて母宅で過ごす、母からの暴力にSOSを出せず、本児にとって不安定な生活が継続されているとアセスメントし、次のプランニングを行った。

- ・本児の思いを担任教諭が聞き取り、安心して話せる大人（SC）との関係構築。
- ・本児への愛情表現が分からず、誰にも頼ろうとしない父に対し、学校も一緒に考えていく方針を意識づけるため、担任教諭、管理職、SSWe rが定期的に面談を行い、本児の思いを代弁。
- ・母の暴力を学校から通告、母の不適切な関りを見守るため、父に母と本児の関りの情報共有を求めた。

（3）その後の経過

小学校から母の暴力について通告。本児の医療受診が必要となった際には、SSWe rが医療機関へ情報提供した。担任教諭が父子に同行支援と通院を通じて母子関係が改善され、2回目以降の通院は父子のみで行うことができた。中学進学後は母宅から通うと考えていた本児だが、父宅からの登校が安定している。

【事例2】

複数の課題を抱えた家庭への福祉サービス導入の活用事例（①貧困対策 ③いじめ ④不登校 ⑦発達障がい）

（1）事例概要

①家庭環境：父は就労、母は精神保健福祉手帳取得 本児は中1 6人暮らしで自宅は不衛生な状況。

②経緯：小学校でも本児のにおいによるいじめがあった。母は子育てや家庭でのしんどさを訴えていた。SC面談や学校から母に対し、福祉サービスの利用を提案するが「費用がかかる、父が反対している」等の理由により利用に至らなかった。

（2）SSWe rの関り

いじめ不登校委員会で、拡大ケース会議を提案。本児の自立支援のために、母の了承のもと、学校・相談支援事業所・放課後等デイサービスと連携ケース会議を調整。学校と放課後等デイサービスで清拭や歯磨き指導を行う。家庭支援体制構築のために、母をCSWにつなぎ、家計の見直しの支援。福祉サービス利用の必要性和費用の確認をSSWe rとCSWで行い、障がい福祉課へつないだ。母を相談支援事業所につなぎ、父に理解を求め、福祉サービスの導入に至る。CSWは姉と兄を就労支援につなぎなおした。SSWe rは本児の自立支援のためにと随時母と方向性の確認を行った。

（3）その後の経過

訪問介護員は母の不安を取り除きながら、家庭の不衛生な状況が少しずつ改善され、登校日数は徐々に増え、教室で過ごせるようになった。オープンな支援の連携は継続され、学校でも本児・家庭のSOSをつかみやすくなった。

【事例3】ヤングケアラーについて活用事例（②虐待④不登校⑨ヤングケアラー）

（1）事例概要

①家庭環境：両親、本人（中3女子）、妹（0歳）の4人家族。生活保護家庭。姉妹ともに要保護児童。

②経緯：中学校入学時より登校状況が悪く、今年度も学校活動には参加するが、その他は週1回程度の登校状況。欠席時には家庭に連絡がつきにくいことから、今後の対応について学校からSSWe rの派遣要請。

（2）SSWe rの関わり

小中連携ケース会議を調整。その中で、小学校より夜間放置の事実が共有され、要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）事務局へ虐待通告を行い、同時に要対協における個別ケース検討会議の開催を依頼した。会議の中で、妹の養育が本人の拠り所になっていること、母もそれに乗じて妹の養育に携わらないことが、本人の登校状況に影響している可能性が話し合われ、まず学校が本人の気持ちを聞いていくことを確認した。中学校、市の福祉部局と連携し、支援状況の共有、方向性の確認をした。

（3）その後の経過

中学校担任が、本人・母と放課後登校を含む定期的な登校について話し、今後継続して支援していく方向。SSWe rは定期的に中学校の校内委員会やケース会議に参加し、状況をモニタリング。小中学校・市福祉部局と方向性を確認しながら支援を行っていくとともに、本人への直接支援についても模索していく。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

市の非常勤職員として雇用し派遣型に変更して3年目になる。市職員として活動することで、子育て総合支援センター、社会福祉協議会のワーカー、市の関係諸機関との連携がより一層進んだ。要請のあった学校へ集中して支援を行うことができ、「問題が解決」もしくは「支援中であるが好転した」という割合が増加した。家庭環境の問題：20.3%（H29）→22.4%（H30） 全体：15.15%（H29）→19.8%（H30）

（2）今後の課題

SSWe r活用に対する意識に関して学校によって差異がある。長期欠席の児童生徒数が増加していく現状の中、初期段階での対応、スクリーニングによる早期発見・早期対応を学校体制の中でSSWe rが位置づけるよう支援する必要がある。

枚方市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけ、児童・生徒の学校生活の充実や家庭の教育力向上を支援することを目的としている。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・中学校区からの申請に基づき、2中学校区にそれぞれ1名ずつのCSSWを、中学校を拠点校として配置し、校区の小中学校における課題について支援を行うとともに、小中学校からの要請により、CSSW及びSSW・SVの派遣を行う。また、5小学校に5名のSSWを1名ずつ配置し、支援を行う。
- ・他の専門家とともに「ひらかた学校支援チーム」の一員として、通常時の学校訪問及び緊急支援を行う。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 SSW・SV 1名、CSSW 4名、SSW 5名
- ・資格 社会福祉士・精神保健福祉士・教員免許
- ・勤務形態 SSW・SVは、CSSWへのスーパーバイズ等で年間41回（1回3時間）、CSSWは、配置中学校区における活動等で年間61回（1回4時間）、SSWの配置校における活動等で700回（5名分）

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

配置校の学校の教職員とのチーム体制によるケース対応、教職員と連携した校内ケース会議のファシリテーションや福祉的手法のアドバイス、小中合同ケース会議等、小中学校教職員が協働した小中学校間連携の推進、学校と関係機関等との連携のコーディネート、中学校配置のスクールカウンセラーとの連携・枚方市教育委員会が開催する研修会及び連絡会等への参加、教職員と協働した不登校の未然絵防止の取組及び早期対応・義務教育9年間を見据えた系統性・継続性のある生徒指導体制の構築 等

【周知方法】

- ・活用に関して校長会等で周知するとともに、生徒指導主事等を対象とした説明会を実施。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象 SSW・SV及びCSSW、SSW

（2）研修回数 年間6回

（3）研修内容

- ・スクールソーシャルワーカーの技法について（SSW・SVによる指導）
- ・個別ケースについての検討 等

（4）特に効果のあった研修内容

- ・対応事案について、SSW・SVとCSSW、SSWが具体的な対応方法の検討を行い、配置校等で活用できたこと。
- ・子ども総合相談センターの相談員等との交流

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 設置あり

○活用方法

- ・CSSWの配置校におけるスーパービジョン及び校内研修会等実施に向けた準備及び指導
- ・教職員（管理職・生徒指導主事等）研修の講師 ・緊急事案に対する支援
- ・枚方市いじめ問題対策連絡協議会委員 等

（6）課題

- ・SSW・SVが他の自治体と兼任しているため、研修会等実施のための日程調整が困難。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】虐待をする保護者への対応のための活用事例（①貧困対策 ②児童虐待）

当該児童の保護者から、自分の子どもたちに対し、暴力や暴言を吐くといった行為をしてしまうとの相談があり、SSW とともにケース会議を実施。管理職、生徒指導担当、担任等の教職員が、当該児童や保護者に対し、「誰が、何をするか」等の具体的な役割を決めて対応。同時に、枚方市子ども総合相談センター、当該児童の兄弟姉妹が通う保育所の職員とともに、家庭の状況把握を行い、当該児童の保護者の「真意」を確かめることができた。

また、当該児童の保護者から引越しの申し出があった際に、SSW を通して、市役所の福祉部局のケースワーカーと連携し、当該児童の保護者自身や家庭の状況を把握。この際、当該児童の保護者が、自分の子どもたちに虐待をしてしまう要因も明らかになったことで、学校は当該児童の保護者の不安な気持ちを受け止めながら、丁寧に対応することができた。

さらに、新年度、中学校へ進学する兄の状況を進学先に対し、詳細に引継ぎを行い、小学校においてこれまで得ていた情報や対応方法を伝えることができた。

【事例2】問題行動を起こす生徒とその保護者への対応のための活用事例（⑤暴力行為 ⑦愛着に関する問題）

当該生徒に対する学校の指導に不満を抱き、当該生徒は対教師暴力を繰り返した。当該生徒の保護者も、子どもの問題行動は、学校の責任だと主張。このことについて、SSW を交え、毎週、生徒指導部会にて報告や相談を行うとともに、ケース会議を実施。担任や学年の教員だけの対応では困難であり、学校全体で取り組むことを全職員で確認し、毎時間、当該生徒を担当する教員の割り振りを行い、別室にて個別対応した。当該生徒が在籍していた小学校への聴き取り、当該生徒の指導要録の分析等、中学校入学前の状況や情報収集も行い、当該生徒の特性の把握に努めることができた。

また、当該生徒の保護者の弁護人への対応方法について、SSW から助言を受けることができた。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・CSSW や SSW と教職員が、情報がアセスメントシートを用いたケース会議を実施し、客観的な見立てを行い、これに基づいた計画を立て、教職員が役割を明確にした上で問題解決に向けて対応することができた。

①支援対象となった児童・生徒数 1,033 名

②ケース会議の状況

（ア）教職員とのケース会議 開催回数 188 回（ケース件数 237 件）・参加教職員数 1,094 名

（イ）関係機関とのケース会議 開催回数 16 回（ケース件数 23 件）・参加教職員数 90 名
参加関係機関人数 60 名

（ウ）連携した関係機関 本市子ども総合相談センター、大阪府中央子ども家庭センター、保健所・医療機関 警察 等

- ・学校からの要請に対し、緊急派遣を行い、学校の対応について方向性が明確になり、児童・生徒、保護者に寄り添った対応ができるようになった。（平成 30 年度派遣時間数 110 時間）
- ・「ひらかた学校支援チーム」とともに、本市立小中学校へ出向き、学校の状況等についてのヒアリングを行った上で、必要に応じてケース会議を実施する等、対応した。（平成 30 年度派遣回数 102 回）

（2）今後の課題

- ・児童・生徒の抱える課題が多様化・複雑化する中で、SSW の必要性は高まっており、社会福祉士等の資格を有し、即戦力となる人材が必要であるが、その確保が難しい。
- ・「スクールソーシャルワーク」とは、どういうものなのか、今後も管理職や研修会等を通して、教職員への理解を深め、適切に活用できるよう啓発すること。

東大阪市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成３０年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒の不登校や問題行動等の背景には、子どもを取り巻く環境が大きな影響を与えていることを鑑み、関係機関や専門家等も加わったチームを編成し、早期対応はもちろんのこと、その環境改善を図る必要があることから、教職員等への研修や具体的な事案へのケース会議でのアセスメント等による生徒指導体制の充実、また、教職員や支援人材と関係機関等とのネットワークによる児童生徒・保護者への支援体制の充実を図るため、スクールソーシャルワーカーを拠点校の小学校に継続的に配置している。

（２）配置・採用計画上の工夫

拠点校については、小学校が作成した「平成 30 年度スクールソーシャルワーカー活用申請書」をもとに、市教委が市立小学校 7 校を選出し、ＳＳＷを配置した。その他の学校においては派遣活用で対応した。

（３）配置人数・資格・勤務形態

「配置人数」・・・９名

「資格」

社会福祉士 8 名、精神保健福祉士 4 名、学校心理士 1 名、公認心理師 1 名、教員免許状 4 名、
通訳案内士（韓国語）1 名、シニア産業カウンセラー 1 名

「勤務形態」

- ・拠点型と派遣型の活用、拠点型の活用は、週 2 回勤務、1 回 6 時間の年間 4 9 0 回の活用（年間 7 0 回×7 校）
- ・派遣型の活用は市教委が学校からのＳＳＷの派遣依頼を受け、1 回 3 時間勤務を基本とし、年間 1 0 0 回の活用

（４）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

- ・ 1 つのケースについて年間を通して関わる。 ・ 長期欠席、不登校児童やいじめ等、課題のある児童に対する状況把握
 - ・ 児童、保護者、教職員に対する相談活動 ・ 学校、保護者、関係機関との円滑な連携のための調整、連絡
 - ・ 拠点校の中学校区におけるケース会議やいじめ対策委員会、校内体制会議等への参画とケースの見立て
 - ・ 拠点校の中学校区で行う「長期欠席、不登校対策ブロック会議」への参加 ・ 市教育委員会の行うＳＳＷ連絡会等への参加
- 上記の拠点校での活動方針について連絡会にて、学校長や担当教員へ周知。教育施策連絡会や生徒指導担当者連絡会等の資料として、「ＳＳＷは『こどもの最善の利益』のため、保護者・地域・関係機関と学校とのネットワークの構築や連携を担う」ということを示し、依頼があれば派遣活用を行っている。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

- ・ ＳＳＷや拠点校ＳＳＷ担当教員を対象に、東大阪市ＳＳＷ連絡会を開催

（２）研修回数（頻度）

- ・ 2 カ月に 1 回程度

（３）研修内容

- ・ 拠点校活動における情報共有や事例検討（ＳＶによる研修） ・ 関係機関との連携

（４）特に効果のあった研修内容

- ・ ＳＶによるケース会議の進め方や虐待対応についての講義、ＣＳＷとの合同連絡会での地域福祉に関する講義

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置 ・ 3 名のＳＶ体制（弁護士、大学准教授、大学助教）

○活用方法 ・ 2 カ月に 1 回程度ＳＶ会議の実施 ・ ＳＳＷ連絡会での研修の実施 ・ 拠点校への訪問

（６）課題

- ・ 学校がより有効にＳＳＷを活用できるよう、専門家活用について、さらなる周知が必要である。
- ・ ＳＳＷのスキルアップのための研修の充実。

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】家庭内暴力のある不登校児のための活用事例（④不登校 ⑤家庭内暴力 ⑦ひきこもり）

小学6年男児は、父母の不和があった1年半程前から登校渋りが始まっていた。ＳＳＷは、昨年から母の相談を担当していたＳＣや、教育センター相談員と協同アセスメントをし、定期的な校内ケース会議で、本児の発達面での課題や、成長環境からの学び（父のDV等）、夫婦不和での情緒不安定さや愛着面の課題についてのアセスメントをもとに、登校支援や、学級での居場所づくり、欠席時の家庭訪問、母親への支援、機関連携などの教員と共にプランニングを行った。

本児は友達や担任の朝の迎えや、母の送りで登校できることもあったが、徐々に欠席が増えていった。ＳＳＷは、出席時の観察や、欠席時の家庭訪問で、男児の得意な遊びなどを通して関わりをもつなどした。

夏休み前から、完全不登校になり、母が本児との関係で疲弊し体調不良となる。母との面談を繰り返す中で、母の思考整理の支援・ニーズの具体化（視覚化）・支援機関（家庭児童相談室やひきこもり支援事業所）の紹介をし、連携を図った。

本児を医療に繋げたいという母の希望で、児童相談所等との連携で、精神科のある病院へ医療保護入院となる。入院中、本児は笑顔を見せるようになり、母も安心した。父も母の勧めで医師と面談、担任と本児も久しぶりに面会でき、外泊の機会に個別の卒業証書授与式を行えた。中学校進学に向けて中学校拠点の新ＳＣとの面談を設定した。進学後も継続的な支援につながっている。

【事例２】暴力行為を繰り返す児童への対応のための活用事例（⑤暴力行為）

小学5年男子。授業妨害（授業中の離席、授業エスケープ）。生徒間暴力、対教師暴力、などを繰り返している。本児が担任を蹴るといった事象があった折に、管理職と担任から相談があった。担任を蹴った件については、友人とのトラブル（遊びが喧嘩にエスカレート）があった際に、前日にも同様のことがあったため、担任が指導したところ本児が暴れ出した。担任が制止しようとしたところ、本児が足で数回蹴ってきたというものであった。その後、友人や担任への暴力行為が目に見えて頻発しだし、ＳＳＷが関わるケースとなった。ＳＳＷの活動として、継続的なケース会議の実施。（アセスメントに基づいたプランニングとインターベンション）、父親との面接、本人との面接（月1回程度）、本児の行動観察（授業、休憩時間、担任との関係性、クラスの児童との関わり等）、ケースマネジメント（管理職への報告）、担任への適宜のコンサルテーションとエンパワメント（本児との関わり方、キーパーソンとなる児童の育成について）を行った。ケース会議を継続的に実施することで、アセスメントに基づいた指導の統一（チーム対応）を促進することができ、担任への適宜のコンサルテーションと評価を通じて、担任へのエンパワメントと指導の改善を導くことができた。また、本児との定期的な面接時に担任や他の先生方の評価を本児に伝えることで、本児の自己肯定感を向上させることができた。さらに、面接から伺えた本児の気持ちを担任に伝えるなど、担任と本児をつなげることができた。キーパーソンと見立てたクラスAと本児をつなげることで、本児とクラス全体の関係性を改善することができた。

【事例３】性的な事象、ヤングケアラーのための活用事例

本市の平成30年度ＳＳＷの活用において、該当事例の報告はありませんでした。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成30年度にＳＳＷが参加したケース会議の件数は481件である。教育施策連絡会や生徒指導担当者連絡会等で専門家を活用した対応や効果のあった事例を周知し続けることで、年々ＳＳＷの派遣要請を行う学校数が増えており、平成27年度以降、およそ200件の増加である。ＳＳＷ活用の有用性が広く認識されているといえる。

子どもの背景にある様々な環境に対し福祉的な視点でアセスメントを行い、環境改善のために、関係機関を含めた社会資源との連携も円滑に行われた。

（２）今後の課題

平成30年度はＳＳＷ9名を活用したが、福祉的な支援が必要とされる子ども・家庭の対応が増加する中で、派遣要請があっても日程調整がうまくいかず、すぐさまＳＳＷを派遣することができなかったケースも多くあった。更なる人材の確保が必要である。また、子どもと家庭の課題が多様化・複雑化していることから、ＳＳＷの資質向上も必要である。

八尾市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・不登校や問題行動等課題のある子どもの課題解決のため、スクールソーシャルワーカー（以下SSW）を学校へ配置・派遣し、ケース会議や教職員研修を通して、配置・派遣校における生徒指導体制の充実を図るとともに、教職員や支援人材と関係機関等とのネットワークによる児童・生徒・保護者への支援体制の充実を図る。
- ・学校と教育委員会が連携し、SSWを学校へ派遣のうえ、各学校でケース会議を開催し、諸課題解決に向けた体制整備を図り、課題のある子どもの健全育成を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・生徒指導上の課題の大きい小中学校4校に拠点校として配置し、校内チーム支援体制を構築する。
- ・拠点校以外の学校からケース会議派遣依頼要請があった場合や中学校区不登校対応委員会へ派遣要請があった場合には、拠点校からSSWを派遣することによって、広域的に対応できるようにする。また、必要に応じて関係機関と連携しながら、児童生徒や保護者、学校に対して支援していく。
- ・教職員研修の講師として派遣することによって、SSWの視点を幅広く広める。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：4名

資格：社会福祉士4名（そのうち1名教員免許状）

勤務形態：拠点校型、年間35週、週1日（1日6時間）

ケース会議など派遣依頼要請があれば依頼校へ派遣する。

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

- ・「スクールソーシャルワーカー活用事業」要項などの資料を作成し、八尾市SSW連絡協議会や学校訪問などにおいて周知した。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

八尾市SSW、教育委員会指導主事・指導員

（2）研修回数（頻度）

八尾市連絡協議会（年3回）・大阪府教育委員会SSW連絡会（年6回）

大阪府育成支援研修（年7回）・大阪府課題別研修（年4回）

（3）研修内容

事例検討や情報交換・参加した研修会の内容について全SSWへ共有・教職員研修に向けて、講義内容などの検討や勉強会

（4）特に効果のあった研修内容

大阪府主催の連絡協議会や研修に参加することによって、SSWの活用方法や、さまざまな事例に対する対応や支援方法等を学ぶことができた。また、それぞれが関わってる事案について、支援方法の検討や助言、情報交換、意見交流を行うことによって共通認識を図ることができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置は有。活用方法としては、上記の研修会や学校からの相談などにおいて、必要に応じて各SSWへ指導助言や、各種研修等の紹介、教職員研修の検討・資料作成などを行う。

（6）課題

- ・SSWの資質向上に向けた研修内容の充実

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭環境の問題対策のための活用事例（②児童虐待 ④不登校 ⑦その他）

＜状況＞できないことが多く、大声で主張することもある。ずっと口に手を入れている。昨年度、口の痛さや胃腸炎などにより拒食になり入院した。過去に舌の手術をしたが、言葉が明瞭ではない。土日や連休などは保護者が叔父に子どもたちを預けることが多い。夜間や休日に、子どもたちだけで過ごすこともある。

＜対応＞SSWを交えてのケース会議によるアセスメントとプランニングを行った。昨年度は遅刻が多かったが、SSWサポーターが登校支援を行うことによって、遅刻が少なくなった。また、登校支援を通じて、学校での子どもたちの頑張りや保護者の頑張り・苦労などを共有することによって、保護者との関係を深めることができた。関係機関と情報共有のうえ、対応について協議を行う。保護者の夜間放置など気になることがあれば児童相談所（東大阪子ども家庭センター）に連絡する。児童相談所（東大阪子ども家庭センター）からの指導後、保護者の行動が改善された。

【事例2】問題行動対応のための活用事例（①家庭環境の問題 ⑤暴力行為 ⑦その他）

＜状況＞宿題をしないことを保護者が注意し、先生に連絡すると言うと、馬乗りになり、首を絞めるなどの暴行。暴れだすと制御がきかないと保護者から学校へ相談があり、昨年度末から保護者に対して暴力、暴言があったことがわかった。学校が、保護者、本人から聞き取りを行い、指導したが、その後も、保護者に対して殴る、つねるなどの暴力や「死ね」「殺すぞ」などの暴言を繰り返した。性的な興味も強く、近所の女性宅の敷地内に侵入して通報されたり、ゲーム機の待ち受け画面に、インターネットで裸の女性の写真をダウンロードした写真や、自分の下半身の写真を設定していたりした。

＜対応＞SSWを交えてのケース会議でアセスメントを行い、家庭内でのルール設定や学習面のサポート、複数の教員やスクールカウンセラーが保護者や本人とつながる、児童相談所（東大阪子ども家庭センター）への情報提供・連携、教育センターでの教育相談と必要に応じた心理検査を行うことなどがプランニングされた。リスクの高い犯罪につながりかねない行動もしているので警察に入ってもらうことも提案されたが、すでに、警察と子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」へは、学校から連絡をしているとのことであった。現在も保護者・本人に対しての見守りや支援など、関係機関との連携は続いている。

【事例3】該当事例なし

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・活動件数は平成29年度654件、平成30年度888件と増加しており、「チーム学校」の一員として教職員とともに活動することができた。また、不登校のみならず、家庭環境や発達課題、友だちとの関わり等、子どもを取り巻く様々な課題に対して、教職員や関係機関と連携して支援にあたることができた。
- ・SSWの周知が進み、ケース会議派遣依頼は平成29年度24件、平成30年度27件、会議や研修講師件数は平成29年度33件、平成30年度57件と増加している。

（2）今後の課題

- ・スクールカウンセラーやスクールロイヤーなど多職種連携によるチームでのアセスメントを行う。
- ・児童生徒に対する多面的で適切な支援・関係機関連携を充実させる。
- ・「子どもたちの暮らしに寄り添う時間」を多くとることができるよう、また、関係機関との連携や小学校と中学校、義務教育学校との情報共有・連携に向けて、SSWの増員と勤務時間数を確保する。

尼崎市

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、非行など、就学後の要支援の子どもが抱える問題を早期に発見するとともに、児童虐待等の予防や対応のしくみとも連携して適切な支援を行うため、福祉事務所の体制を整備し、学校現場に福祉の視点を導入することで、要支援の子どもへの学校の対応力の向上の側面支援、学校と他の社会資源とのネットワークの構築などを図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

本市では平成21年12月に制定した「子どもの育ち支援条例」を根拠に、福祉事務所にワーカーを配置してスクールソーシャルワークを実施している。福祉事務所に体制を整備したことで、教育現場からは、外部の機関という認識で捉えられる傾向があり、活用に至らないという懸念がある。そのため、学校現場との調整について、教育委員会を窓口とするほか、事業の運営等においても教育委員会と連携を図るよう努めている。一方、児童の支援につなげるため、福祉現場の視点を持って問題のアセスメントを行うため家庭児童相談室等の関係機関との調整を行う点では、効率的な運営が可能となっている。スクールソーシャルワークの活動形態は、「配置校型」と「派遣校型」を併用して実施している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

子どもの育ち支援ワーカー（ソーシャルワーカー）6名（資格）社会福祉士、精神保健福祉士（勤務形態）年間156日 1日6時間勤務（一月あたり平均13日、一週あたり概ね3日勤務）

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

尼崎市スクールソーシャルワーク実施要領を制定し、活動実施の指針としている。市立小中学校へは、通知文「スクールソーシャルワーク活用に係る活用実施計画書の提出について」を教育委員会と連名で先の実施要領とともに発出し、活動形態や狙い等について周知し、活用を呼びかけている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

子どもの育ち支援ワーカー、北部保健福祉センター（福祉事務所職員）、教育委員会職員及び学校教職員、こども青少年本部事務局関係職員

（2）研修回数（頻度）

SSW研修会 6回

（3）研修内容

7月9日 スクールソーシャルワーカーを活用した学校運営（配置校参加）
8月1日 スクールソーシャルワーク活動研修・事例発表（教員参加）
1月15日 問題を生まない課題発見とチーム学校形成の方策（教員参加）
1月24日 いじめ及び体罰にまつわる法律問題について（教員参加）
2月26日 ワークショップ「難しくなる保護者対応トラブルをエコマップ作りで出口をみつけよう」と事例発表（教員参加）
3月6日 エコマップを活用したケース会議～アセスメントから手立てまで～（配置校等）

（4）特に効果のあった研修内容

児童福祉分野、保健分野、教育分野、法曹分野の4名のスーパーバイザーから、各専門分野の研修を実施している。上記のうちのスクールソーシャルワーク活動研修（教員参加）については、支援の必要な児童を早期発見するための仕組み（スクリーニングリスト等）について基調講演を通して学び、また、この仕組みを導入して支援体制を構築することで長期欠席者が約半数になった学校の取組みについて事例発表を通して具体的に学ぶ機会となった。そのほかの研修もスクールソーシャルワーク活動の一環として、学校で起こる様々な事象に対する対応力の向上と、教員に対するスクールソーシャルワーク活動の周知を目的として、教員にも参加を呼びかけて実施した。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置：有り
○活用方法：福祉・教育連携体制SV調整会議を実施し、SVから事業の運用改善や進行管理について指導助言を受けている。また、支援に行き詰まる事例やワーカーに対する研修等で助言指導等を受けている。

（6）課題

活動に即した効果的な研修テーマの設定及び研修等の日程の調整

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】子どもから保護者への家庭内暴力があったが、双方へ支援を実施し、解消した事例（⑤暴力行為）

（1） ケース概要

中学2年男子生徒。母への家庭内暴力が頻発し、母が学校へ相談していた。母の相談がだんだん増え、頻繁に学校へ連絡、来校されるようになった。自殺をほのめかすような話を、母が相談の中でするようになり、学校からSSWへ相談があった。

（2） 支援内容

- ・母と担任の面談にSSWも同席し、母のニーズや思いを理解し、母のサポートできる体制をコーディネートした。
- ・SSWが本人と面談を実施し、母への思いや暴力をふるってしまうことについての思いと一緒に整理した。
- ・校内ケース会議を実施し、本人や家庭についてのアセスメントを先生方と検討し、役割分担した。
- ・本人のニーズや困っていることを学校とSSWで母に代弁し、母の本人への関わり方を一緒に検討した。

（3） 支援後の経過

母への暴力は減っていき、親子けんかはあるものの、暴力は振るわなくなった。母はカウンセラーに相談できるようになり、その後、児童相談所に本人の発達について相談できるようになった。本人は放課後の時間を家庭以外の場所で過ごすように、クラブに所属し、活躍するようになった。母の了解のもと児童相談所と学校が連携するようになり、学校での友人トラブルが起こった際も、本人の理解が深まり、適切に対応することができた。

【事例2】貧困が背景になり、不登校となったが支援を実施し、就労することができた事例（①貧困対策、④不登校）

（1） ケース概要

中学3年生女子生徒。母子家庭。弟が小学4年生。本人は小学校時より休みがちであった。母は仕事を掛け持ちして働いており、学校からは連絡がつきにくかった。中学校3年生になり進学したい希望もあり、登校日数が増えるが、経済的に余裕がないため、進学に対しては保護者からプレッシャーをかけられてあきらめてしまい、不登校になっていた。卒業後のことが心配であると担任よりSSWに相談があった。

（2） 支援内容

- ・中学校の担任は本人となかなか会えないでいたが、弟も休みがちで小学校の先生が登校の支援をしている中で本人とよい関係でいたため、小中で連携ケース会議を実施。
- ・小学校の先生からSSWを本人に紹介してもらい、進路についての話を聞き、中学校の先生へつなぎなおした。
- ・SSWが生活困窮者支援の窓口と同行し、本人が相談でき、進路について一緒に考えてくれる人をつないだ。

（3） 支援後の経過

本人は進路について相談できるようになり、前向きに就労に向けて進むことができた。学校は休みがちだったが、仕事に就いて休むことなく、働くことができた。そのこともあり、次年度弟も欠席がほとんどなく登校できるようになった。

【事例3】家族のサポートを担い不登校となっていたが機関連携し進学へつながった事例（⑨ヤングケアラー）

（1） ケース概要

中学校3年生女子生徒。母子4人世帯。年度当初は登校するが、毎年6月以降休むようになり、2学期からは全く登校できなくなり、それに伴い連絡も取れなくなっていく家庭。進路についての話ができないことで学校からSSWに相談があった。

（2） 支援内容

- ・校内でケース会議を行い、先生方とアセスメントを検討。家庭訪問の方法や手紙の内容などをプランニングした。
- ・妹の件で以前から要対協にあがっているケースであったため、要対協はじめ関係機関と連携した。
- ・関係機関との連携により、幼稚園からは妹の登園支援、生活保護のケースワーカーと家児相は母のサポート、特に医療面へのつなぎ、本人に対しては学習支援の地域の居場所につなぐことができた。

（3） 支援後の経過

登校することは難しかったが、学習支援に通い、外とつながりができたことや、妹が少しずつ登園できる日が増え、母の話を聞いてくれる場所ができたことで、家庭での本人の負担が軽減され、また、本人の居場所ができたことで、自己肯定感が高まった。そうしたことを通して、放課後登校ができ、進路について担任と相談できるようになり、無事進学することができた。

【4】成果と今後の課題

（1） スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

学校からの相談には、不登校、問題行動のうち家庭環境や発達に起因するものなどの事例が多く、これらの問題についてスクールソーシャルワークへの期待は高い。子どもの育ち支援ワーカーを活用し、子どもをチームで支援する校内体制を整え、役割分担のうえ支援することで、不登校などの改善につながった事例もあるが、継続的に働きかけを行い、小さな変化を積み重ねて改善を図るとともに、事例への対応力を高めるといった校内体制を維持し、長期的な取組が必要となる場合も多い。

- ・活動学校数 《小学校》21校/41校 相談ケース数122件 《中学校》10校/17校 相談ケース数100件
- ・校内ケース会議 26回 ・連携ケース会議 33回 ・他機関との連携活動 322回

（2） 今後の課題

ワーカー6人で、全小中学校を対象に支援できる体制をつくり、学校内の支援体制づくりをサポートする取組を進めている。今後も支援を必要とする子どもへの初期段階対応や学校の対応力の向上等、未然防止の観点から、子どもの集団生活の環境を改善することを主眼とする事業本来の成果を出していきたい。一方、教員の人事異動などで、学校現場での活用方法や、制度理解の浸透は引き続き課題となっていることから、その研修と併せて窓口となった教員の体験を他の教員と共有し、気づきを促すような研修を実施し、学校現場の理解を高めていく必要がある。

姫路市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成３０年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

社会福祉士や精神保健福祉士等の専門的な知識・技術をもつスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の充実に資するとともに、学校や関係機関その他関係者の役割を明確にし、学校を中心とする組織での対応をコーディネートすることで、迅速かつ適切な問題解決を図る。また、国の「チーム学校」構想に呼応し、教員以外の専門スタッフの学校運営への参画を推進し、教員が児童生徒の指導に一層専念できる環境整備と学校の教育力・組織力の向上を図る。

（２）配置・採用計画上の工夫

姫路市立学校（１２校）への拠点校配置方式とし、スクールソーシャルワーカーが配置されていない市立学校園についても派遣等により対応する。

（３）配置人数・資格・勤務形態

① 配置人数：１２名

② 資格：社会福祉士８名、精神保健福祉士４名、教員免許状４名、音楽療法心理士１名、臨床心理士１名、認定心理士２名、田中心理検査士１名、メンタルヘルスケア専門員１名、介護福祉士１名、児童福祉士１名、保育士２名、認定心理カウンセラー１名

③ 勤務形態：

ア 勤務日は、原則として、同一曜日を指定するものとするが、特に必要があると認めるときは、指定した曜日以外の曜日を勤務日として指定することができるものとする。

イ 勤務時間は、原則として１日７時間とし、年間２４５時間とする。

（４）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

スクールソーシャルワーカーの配置目的や役割等を記した「スクールソーシャルワーカー活用の手引き」を策定し、市立の全ての幼稚園、小学校、中学校、高等学校に配布し、教職員への周知を図っている。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

配置する全てのスクールソーシャルワーカー（１２名）

（２）研修回数（頻度）

年２回

（３）研修内容

本市のスーパーバイザーである学識経験者（大学准教授）による講演及び指導・助言

（４）特に効果のあった研修内容

事例検討

※本市のスーパーバイザーはスクールソーシャルワーカーとしての職歴があり、その経験に基づいた的確な指導・助言を受けることができた。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置：あり

○活用方法：研修会に招聘するとともに、各スクールソーシャルワーカーが必要に応じて、適時、事案対応等についての助言を受けている。

（６）課題

- ・スクールソーシャルワーカー個々のニーズに合った研修を設定することが難しい。
- ・他職を兼務するスクールソーシャルワーカーが全員参加できる研修日程を組むことが難しい。

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】 貧困から子供を守るための活用事例（①貧困対策）

自らが引き起こした事件が原因で被害者側から賠償を要求された子供への支援について、スクールソーシャルワーカーがケース検討会議で教職員に助言を行った。また、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーが連携し、保護者や子供との面談も行った。その後、家庭支援についての情報を保護者に助言し、関係機関への連絡調整を行った。

【事例２】 児童虐待から子供を守るための活用事例（②児童虐待）

いじめや複雑な家庭環境が原因で、希死念慮を訴えていた子供への支援について、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーが連携して、子供への面談、カウンセリングを実施した。また、スクールソーシャルワーカーの助言により、教育委員会、福祉部局の関係者を交えたケース検討会議を開き、子供及び保護者への支援方針を協議・決定した。その後、それぞれの役割を明確にしながら、粘り強く支援を行っている。

【事例３】 当該事例なし

【４】成果と今後の課題

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

（表１）

	平成２９年度	平成３０年度
総相談件数	１５６８件	２９９６件
延べ面談者数	５８９０人	１１８１４人
拠点校外の相談件数	２８６件	８３４件
支援対象児童生徒数	３８２人	４５２人
問題が解決及び支援中であるが好転	３２人	５３人

・総相談件数については、配置数の倍増に伴い、昨年度比で約１．９倍となっており、特に２年目のスクールソーシャルワーカーによる支援の拡大が影響している。拠点校以外の学校からの相談件数については、昨年度比で約１．７倍となっており、スクールソーシャルワーカーの周知が進んでいると考えられる。（表１）

・支援対象児童生徒数も増加しているが、「問題が解決」及び「支援中であるが好転」の割合も増加していることから、スクールソーシャルワーカーの配置により、学校における教育相談体制の充実と子供への福祉的な支援の構築が図られたと考えられる。（表１）

（表２）相談内容区分

	平成２９年度	平成３０年度
不登校	５７８件	１０６６件
児童虐待	５８件	１４８件
家庭環境の問題	４６６件	７４６件
発達障害等に関する問題	９２件	４０７件

・相談内容の件数については、昨年同様に「不登校」が最も多く、次いで「家庭環境の問題」、「発達障害等に関する問題」となっている。特に、「発達障害等に関する問題」は昨年度比で４．４倍、「児童虐待」は同比で２．６倍と大きく増加している。このことから、スクールソーシャルワーカーが学校と保護者、保護者と関係機関、関係機関と学校の間に入り、円滑につなぐ役割を担っていると考えられる。

（２）今後の課題

・今後も各拠点校での積極的な活用を進めるとともに、拠点校以外の学校に対して、スクールソーシャルワーカーの活用についての周知に努めたい。また、急な増員による支援の質の低下を招かないためにも、研修体制を強化し、スクールソーシャルワーカーの資質・能力を向上させ、よりよい相談ができるよう取り組んでいきたいと考える。

西宮市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成３０年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、虐待等の生徒指導上の事案のうち、学校だけでは解決が困難な事案に対して、ＳＳＷを学校園に配置・派遣し、専門的な知識・技能を生かして子供たちの置かれた環境に働きかけ、必要な支援を行うことで、問題の未然防止、早期対応、早期解決を図る。

（２）配置・採用計画上の工夫

学校問題解決支援チームの一員とし、学校長の要請によって教育委員会が学校に配置及び派遣をした。

（３）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 ３人（１人は国庫補助 1/3 と市費負担で学校保健安全課に配置。２人は国庫補助 1/3 と市費負担で地域・学校支援課に配置。）
- ・資格 社会福祉士３人・精神保健福祉士１人・教員免許１人・心理に関する資格１人
- ・勤務形態 週４日、３０時間勤務

（４）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

学校保健安全課のＳＳＷは、ＳＳＷ活用事業実施要領に基づき、また地域・学校支援課のＳＳＷは、西宮市学校園支援アウトリーチ事業実施要領に基づき活動を行った。生徒指導担当者会等で趣旨や活動内容、学校園現場からの派遣要請等について説明を行い、周知を図った。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

- ・ＳＳＷ３名

（２）研修回数（頻度）

- ・３人のＳＳＷが、月１回ＳＳＷ連絡会議を行い、その中で研修の機会を設けた。
- ・社会福祉士、臨床心理士の資格を持つスーパーバイザーより、年に３回のスーパーバイズを受けた。

（３）研修内容

- ・ＳＳＷ連絡会議では、それぞれのＳＳＷが各月の活動内容を報告し合い、成果と課題を明確にした上で、それぞれの事案について対応を検討した。
- ・スーパーバイザーより、各事例の対応やケース会議の持ち方、学校との連携の仕方、保護者対応等についてスーパーバイズを受けた。

（４）特に効果のあった研修内容

スーパーバイザーより、具体的な事例の対応等について助言をしていただいた。日頃の活動を振り返り、自らの課題が明確となり、今後の活動に向けて大いに参考になった。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ＳＶの設置 設置していない。
- 活用方法 社会福祉士の資格を持つスーパーバイザーを講師に招き、スーパーバイズを受けた。

（６）課題

- ・ＳＳＷの経験の豊富さが充実した支援につながることから、スーパーバイズなどを通じて資質向上に努めること。
- ・要保護児童対策協議会や研修会に積極的に参加し、情報収集を行って、学校現場に対してＳＳＷの活用についてさらに周知を図ること。

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】学級崩壊によるクラス支援のための活用事例（⑦）

○問題の概要等

新任１年目の臨時講師の学級。担任の指導が徹底されず、学級全体が落ち着かない。周りから色々と助言するが改善されず。担任は、自分の学級だけが大変で、この学級を押し付けられたと思っており、学級経営がうまくいかないことを児童のせいにしてしまっている。加配教員が付いていないこともあり、校内支援体制に限界がある。

○ＳＳＷの関わり

- ・授業の参観
- ・管理職、担任、学年団と校内ケース会議を実施
- ・ＳＶに挙げる
- ・学級の状況把握、円環的認識論に基づく分析、クラスマップを作成、ルール of の徹底

○経過、改善状況

クラスマップを作成したことで、担任が学級の状況を整理できた。また、学年も自分のクラスでマップを作成してみようとつながりが生まれ、学年で共通の学級ルールも作成。他クラスの協力もあり、担任は自信を持ち、指導を徹底したことで徐々に落ち着きつつある。

【事例２】不登校となり他校間トラブルを繰り返す生徒のための活用事例（④、⑥）

○問題の概要等

中学生女子。母子家庭。他市から転入してきたが、校風や教師の指導に反発し不登校となる。そこで適応指導教室を利用したところ、他校生徒との交友が広がり楽しく生活するようになった。しかし、よい関係は長く続かず、女子同士、また、男子生徒とのＳＮＳトラブルを引き起こし警察が介入するに至る。親子で学校への不満を訴える一方で、家庭内暴力が常態化し、親兄弟も疲弊していった。

○ＳＳＷの関わり

- ・適応指導教室指導員との連携
- ・関係機関との情報共有、校内ケース会議を実施
- ・本人・保護者面談にて医療機関の受診や生活の改善を助言

○経過・改善状況

本人と話をする中で、演劇に興味があり進路についても何とかしたいと思っていることが分かった。保護者への代弁と、生活の立て直しについて母親と話し合った。母親が様々な問題に優先順位をつけて考えられるようサポートした。その結果、一家は身近に相談できる親族がいる地域に転居し、進路に向けて再出発するに至った。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・学校保健安全課、地域・学校支援課のＳＳＷについては、派遣型として小学校４１校、中学校２０校、特別支援学校１校に対応をしている。
- ・制度を理解した上でＳＳＷを活用した学校からは、派遣要請が増えており、学校現場の評価は高まってきている。

（２）今後の課題

- ・積極的に学校を訪問してケース会議を行い、アセスメントやプランニングを繰り返す中で教職員とよりよい協働体制を築くこと。
- ・平成２９年３月３１日に通知された学校教育法施行規則の一部改正に伴い、ＳＳＷの認知度は高まりつつあるが、更なる周知を行い、今後も引き続きその機能や役割について理解を深めるための取組みが必要である。また、ＳＳＷを各中学校区に拠点として配置できるよう体制を整える必要がある。

明石市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成３０年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒の心理的、情緒的課題や発達障害に係る課題、児童虐待等、学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、学校と外部福祉関係機関とのネットワークの構築、学校内におけるチーム体制の構築や保護者の支援等、児童生徒が置かれた環境に働きかけ状況を改善することを目的とする。

（２）配置・採用計画上の工夫

平成３０年度については、４名のＳＳＷを７中学校区（７中学校・１６小学校）に配置。平成３１年度（令和元年度）については採用枠を拡充し、９名のＳＳＷを市内全中学校区となる１３中学校区（１３中学校・２８小学校）に配置予定（※実施済）

（３）配置人数・資格・勤務形態

- ①配置人数 ４名
- ②資格 社会福祉士・精神保健福祉士・教員免許状・保育士
- ③勤務形態 原則１週間に１日、１日につき７時間４５分（休憩４５分）、年間４５週
個々の業務時間については学校長と協議の上、教育委員会が決定する

（４）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

活動指針（ガイドライン）として策定されたものは無し

- ①「明石市スクールソーシャルワーカー設置要綱（平成３０年４月１日）」を策定
設置目的、身分、委嘱期間、職務内容等について明記
- ②「ＳＳＷ配置のための学校体制の準備」を作成
ＳＳＷ担当教職員（コーディネーター教職員）の決定、支援対象者の把握、校務分掌におけるＳＳＷの位置づけ、校内研修の実施、ＳＳＷの周知等について記載。
※年度最初の配置日に学校管理職に対し説明を行う。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

明石市スクールソーシャルワーカー（配置ＳＳＷ）

（２）研修回数（頻度）

年間２回

（３）研修内容

明石市の概要、問題行動・不登校の市内の状況、ＳＳＷの業務について、市長部局（子育て支援課）との連携について、活動報告について、グループワーク、関係機関訪問等

（４）特に効果のあった研修内容

- ①問題行動・不登校の市内の状況について
・配置校で勤務するだけでは把握できない市内の状況やデータを知ることができた。
- ②子育て支援課（市長部局）との連携について
・子育て支援課の職員から直接講義を受けることで、明石市の児童福祉の取組内容を知ることができた。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ＳＶの設置 無し
- 活用方法 無し

（６）課題

- ①各ＳＳＷの経験等の差が大きく、個々のニーズに応じた研修の実施が難しい。
- ②ＳＶがいないことから、よりアカデミックな知見を得にくい。また、国・県・市の制度を踏まえたより俯瞰的な視点からのアプローチが難しい。
- ③他の機関等との兼職となっているＳＳＷが多く、研修開催日の調整等が難しい。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校支援のための活用事例（④不登校）

不登校の中学生（＝A）に悩む母親と担任の橋渡しを行ったケース。

担任は母との面談や家庭訪問を重ねていたが、母が担任や不登校担当職員に不信を抱くようになり、一時意思の疎通が難しくなった。SSWは月2回のペースで母と面談し、母の思いを傾聴するとともにAの様子を確認して担任に報告。電話相談や、懇談会にも参加しながら、母・担任双方の代弁を行った。その間SSWからSCの活用（母、A）を促したり、中断していたAの精神科受診が再開された経緯がある中で、放課後Aが母とともに担任に会うことができ、その後担任と母との関係も改善し、数日放課後登校するなど、少しずつ学校に足を運ぶようになってきている。

【事例2】家庭環境や本人の個性に起因する不登校のための活用事例（①貧困対策 ④不登校 ⑦その他）

母子家庭で生活保護受給の中学生（＝B）。対人緊張が高く学校では入学後、思うように友人ができず、担任の男性教員も苦手と感じていた。家庭では母にパートナーができて本生徒への関わりが減っていた中で、Bは不登校で家に引きこもり、担任の家庭訪問や電話にも出なくなっていた。SSWは生活保護のケースワーカー（以降CW）と連携し、CWを通じて母、Bと面談した。家庭訪問ではBに学習や工作など「できる体験」を積ませることで、2ヶ月後には登校して別室で学習できるようになり、またその学習時にも、担任や部活の顧問にのぞいてもらい関係を作り直すことで、新学期にはクラスで授業に参加できるようになった。

遅れている勉強については、生活困窮者世帯への学習支援につなぎ、取り戻していくこととした。母のBへの無関心については、母と関係がよいCWと就労支援員からBの気持ちを代弁してもらうことで、改善を目指しているところである。

【事例3】学校を休み母親の受診に同行している生徒への支援の活用事例（④不登校⑨ヤングケアラー）

病院から、「母親が受診の際にいつも中学生（＝C）が同行している」と教育委員会に連絡があったケース。母のパチンコ依存、ギャンブルが原因で両親はCが幼少期に離婚。父母は1年ほど前から別居し、母とCの二人での生活保護世帯。Cは「母は精神的に不安定で、母との暮らしは心が落ち着かないのでしんどい」と担任に話した。Cも起立性調節障害などの疾患になり病院受診していた。そのような状況で、母の受診している病院から教育委員会に連絡が入ったことで、学校は校内で今後の支援について協議し、不登校担当者とSSWが母の病院へ出向き情報共有。学校、生活保護ケースワーカー（以降CW）、障害福祉課とのケース会議で、CWと障害福祉課が家庭訪問し母へ障害サービスを提案することになり、何度か母に伝えたが母は拒否。学校では担任がCに、「母の病院受診に同行しなくても良い方法がある」ことを伝え、父にも懇談に来てもらい話をした。また、Cに欠席が多いことで学習の遅れの不安があったため、登校した時に個別対応することで学校での居場所感の強化を図った。SSWは母の病院のソーシャルワーカーと情報共有をする経緯の中で、学校を欠席して同行することはなくなり、また別居していた父が母の家に戻ったことで、Cは精神的に安定し体調不良による欠席も少なくなった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成30年度については4名の明石市スクールソーシャルワーカーが7中学校区で支援活動を展開し、延べ1,043件の取扱件数があった。そのうち、最も件数が多かったのは、「不登校」に関するものであり、安否確認や病院との連携、家庭環境の改善が必要なケースなど複合的な要因が関係していると考えられる事案が多く見られた。他にも、取扱の多いものから「家庭環境の問題」、「発達障害等に関する問題」、「心身の健康・保健に関する問題」等に関する事案の支援にあたった。支援事案全体のうち、家庭環境の改善など何らかの福祉的観点からの支援が必要と思われる問題は49%に上った。また、外部機関も参加したケース会議が51件、外部機関との連携回数が150件となり、外部機関との連携は月を追うごとに増加した。

そのような活動を展開した結果、「問題が解決」または「支援中だが好転」した事案が20件あった。加えて、その他の事案についても継続して関わっている事案が大半であり、活動のニーズは非常に高まってきている。次年度は市内全中学校区（13校区）にスクールソーシャルワーカーを配置する予定であることに加え、明石市児童相談所が開設されることから、学校と児童相談所が密接に連携することにより、解決や好転する事案が増えると考えられる。

（2）今後の課題

各スクールソーシャルワーカーによって、活動の成果に関する判断基準がまちまちであり、統一をはかっていく必要がある。

奈良市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成３０年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

社会福祉士の専門的な知識・技術または関係機関とのネットワークを活用し、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、児童虐待や家庭の状況に起因するいじめや暴力行為など、学校における生徒指導上の課題に対する支援の充実を図る。

（２）配置・採用計画上の工夫

- ・教育委員会事務局いじめ防止生徒指導課に１名を配置
- ・毎月各校から児童生徒の生徒指導上の課題について当課へ報告を受け情報を共有し、さらに、学校訪問等の中で得られた情報をもとに、対応が困難な事案が発生している学校に派遣する。

（３）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：１名
- ・資格：社会福祉士、児童福祉士
- ・勤務形態：週４日、８時３０分から１７時１５分（７時間４５分）

（４）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

- ・スクールソーシャルワーカー活用事業実施要項は策定されていたが、ガイドライン策定に向けて準備中である。
- ・年度当初に管理職と生徒指導主事といじめ対応教員に、スクールソーシャルワーカーの活用について説明を行い、市の小・中学校それぞれの生徒指導部会にスクールソーシャルワーカーが自ら参加し、職務や役割について周知した。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー

（２）研修回数（頻度）

- ・県主催の連絡協議会、SV研修に適宜参加

（３）研修内容

- ・スクールソーシャルワーカーを活用したチーム支援
- ・スクールソーシャルワーカーとの連携について

（４）特に効果のあった研修内容

- ・スクールソーシャルワーカーの周知方法について
- ・チームとして取り組むための効果的なスクールソーシャルワーカーの活用について
- ・アセスメントシートの活用について

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置　なし
- 活用方法

（６）課題

- ・スーパーバイザーの人材確保と、スクールソーシャルワーカーのスキルアップや各校へのスクールソーシャルワーカー活用事業に関する周知。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】児童虐待からくる暴力行為に対する校内体制構築のための活用事例（②児童虐待、⑤暴力行為）

学校から、暴言暴力が悪化しており対応に困っていると相談が入る。スクールソーシャルワーカーが学校に行き情報収集を行う。

施設入所歴があり被虐待児童ということで、関係機関とのケース会議を提案する。ケース会議の中で、親との適切な愛着形成がなされていないことで、試し行動をしているのではないかと見立てる。学校はそのような児童の対応をしたことがないとのことでスクールソーシャルワーカーが学校へ行き、児童本人と関わることでモデリングを行う。また、校内で役割分担を決め支援を行った。関係機関は継続して家庭訪問を行い、保護者と本児の面談をした。

徐々に学校の中で落ち着ける場所が増えていきスクールカウンセラーにも繋がり、暴言暴力が減少してきた。

【事例2】関係機関との連携のための活用事例（②児童虐待、⑦その他）

友人とのトラブルや帰り渋りがある児童について、学校から相談が入る。保護者も関係機関に相談をしているとのことで、関係機関と共にスクールソーシャルワーカーが学校へ行き、情報収集を行う。

外国にルーツのある児童で、情報から日本語の理解ができていないことがわかる。また、授業中も理解していない状態で座っていることを共通理解する。

その子どもにあったレベルの日本語に触れる機会を作り、安心して過ごせる居場所づくりをした。また、日本語指導教員との連携強化を図った。

【事例3】性的な被害についての活用事例

・該当事例なし。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

〈対応学校数〉39校（65校中）

〈支援した児童生徒数〉小学校：44人 中学校：42人 高等学校：4人

前年度より対応学校数が増加し、それに伴う支援した児童生徒数も増加している。教職員にスクールソーシャルワーカーの役割などの周知が進んできた成果でもある。

（2）今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーの活用についてガイドラインを策定し、市立学校の教職員に向けてさらに周知を図る。
- ・市配置のスクールソーシャルワーカーが1名なので、困難を抱えている児童生徒全てに丁寧な対応をすることが難しいため、増員が必要と考える。さらに、スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けて、スーパーバイザーの設置が急務である。

和歌山市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成３０年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワーク構築を図り、適切な支援を行い、生徒指導上の諸問題の解決に向けての取組を行うため。

（２）配置・採用計画上の工夫

市内各地域の実情を踏まえ、特に課題の多い中学校区(小学校も含む)を選定し配置。その他の学校においては校長の要請に応じて派遣している。２９年度から５名の配置であるが、市内１８校ある中学校区において２校区で１名のＳＳＷが配置できるよう、段階的に増員を要請している。

（３）配置人数・資格・勤務形態

配置人数５名(資格：社会福祉士ならびに精神保健福祉士１名、社会福祉士４名)

勤務形態：拠点校型　５名（　中学校１０校　小学校１校　その他小中学校への派遣　合計年６０回　１回６時間）

（４）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

- ・スクールソーシャルワーカーによる直接支援と間接支援のバランスを検討すること。支援体制づくりのコーディネーターとして活動し、校内にソーシャルワークの視点を根付かせ、学校自体の支援力を高めることを図る。
- ・連絡協議会を開催し、管理職を交えて意見交換の上、配置校でのより一層の活用について話し合う。また、小中学校長会において、スクールソーシャルワーカー活用事業の周知徹底を図る。
- ・大学教授や臨床心理士等と連携を取り、定期的な助言をいただきながら、学校と関係機関との連携を強化する。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象　和歌山市スクールソーシャルワーカー５名及び担当指導主事

（２）研修回数（頻度）

- ・ＳＶを講師に招いての事例検討研修（３回）
- ・県主催の研修に参加（３回）
- ・県内スクールソーシャルワーカー及び担当指導主事対象の研修（２回）
- ・県内スクールカウンセラーとの合同研修（１回）

（３）研修内容

- ・実際の事例(不登校・いじめ)について、ＳＶの方の意見をいただきながら参加者で協議。
- ・効果的なスクールソーシャルワーカーの活動方法やケース会議、支援体制構築の在り方。（県ＳＶ講師）
- ・県内ＳＳＷで各々の取組の交流。また、模擬事例を用いてのグループアセスメント。

（４）特に効果のあった研修内容

- ・「課題の大きい家庭への家庭訪問による支援の在り方」について臨床心理士でもある大学教授から助言を受け、実際の事例をもとにしてグループで討議できたことにより、効果的な連携のもと、スクールソーシャルワーク的な視点から問題を捉えることの大切さを再確認できた。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ＳＶの設置　子ども支援センターと同一の場所にある福祉局と連携し、年３回ＳＶを招いて研修・事例検討
- 活用方法　年間を通じ（３回）関わっていただける臨床心理士の先生に依頼し、事例検討したケースの経過を追いながら全体のものになるよう心掛けた。

（６）課題

- ・不登校が長期化し、家庭と連絡が取り辛いケースや、取れても養育能力の低さが要因となり学校だけでは改善することが難しいケースが増加している。単に家庭訪問するだけではなく、関係機関と連携を密にし継続的に支援できる体制を整えることが必要。また、各学校(管理職だけではなく一教員に対しても)にＳＳＷの役割を周知し、共同して支援できるよう職員会議等で時間をとってもらふ等働きかけが必要。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭環境による生活不安定児童への活用事例（②児童虐待 ④不登校）

○問題の概要等

中2の女兒、父、兄と3人で暮らす家庭。父親のDVを苦に両親が離婚してしまったことから極度の不安定状態が続き、不登校になってしまった事案。もともと大人しい性格で友人も少なく、対人不安が強くなったことにより学校職員との関わりを拒むようになる。父親、兄との関係もよくなく一時期他府県の祖父母宅で生活するが祖父母も高齢であり自宅に戻ることになる。

○スクールソーシャルワーカーの関わり

- ・管理職、担任が所属する学年の先生全員、SCとの校内ケース会議にて登校支援と保護者(父)の養育能力、兄との関わりについて確認、それぞれの今後の願い等について検討
- ・担任と一緒に電話連絡や家庭訪問の定期的な実施
- ・学習意欲は高く、適応指導教室の紹介と見学・相談引率

○経過、改善状況

週1回程度の電話連絡や月1～2家庭訪問を継続する中で、拒まれていた担任が本人に関わることができ面談が実施できた。面談を継続する中で、父には担任が、本人にはSSWが対応するようにし、それぞれの願いを丁寧に聞き取る。担任と父は良い関係であったので、卒業後の進路について聞き出す中で学校や家庭が本人にどう対応するのかということを通理理解し、適応指導教室につなげる。今後通級回数が増えてれば学校へも意識を向ける予定である。

【事例2】発達障害児への適切な支援のための活用事例（⑦その他発達障害に関する問題）

○問題の概要等

小2男子。精神的に不安定な母と父との3人暮らし。幼稚園の頃から集団には入れず個別の支援が必要な児童として名前が挙がる。就学児検診でも不適応なことが明確であったが母親の理解が得られず普通学級に在籍することとなる。連日のトラブルにより1年生時の担任・管理職との関係が悪化し、2年生時からの支援級入級についても協力してもらえない状況になる。

○スクールソーシャルワーカーの関わり

母親との関係作りからはじめ、母親への福祉的なサービスを紹介し、福祉的な支援することで家事全般の負担を軽減してもらえ信頼関係が構築される。支援学級入級に関しては父親にも同席の上丁寧な説明を繰り返し、子供のためということで納得してもらえ就学指導委員会で検討してもらえることに。家庭訪問での聞き取り時等、SSWも同席し、母親の不安をできる限り取り除きながら、支援学級入級につなげる。

○経過、改善状況

3年生時から支援級入級が決まる。母親へのカウンセリングを継続し安定した家庭環境になりつつある。

【事例3】活用事例なし

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・全配置校学校においてコーディネーターとなる先生を指定し、校内支援体制づくりを担い、役割分担をして、共通の目的に向かって支援を行う取組につながっている。11校のうち7校は、校内でケース会議を行う際に、ケースワーカーを長年務めている児相職員から専門性を生かした手法を全職員で学ぶ時間も設けたことで、教職員の支援のあり方に福祉的な要素を取り入れる機会となった。
- ・関係機関との連携が必要であると見立てたケース(169件)の半数近くとなる77%のもケース(131件)を他の機関とつながる活動状況であった。（継続ケース33件・発達検査のみで他機関につながった21件も含む。）

（2）今後の課題

- ・学校及び関係機関との連携を一層円滑かつ効果的に行う方法の検討。
- ・スクールソーシャルワーカーの人員確保、任用日数・時間の増加にともなう財源の確保

鳥取市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成３０年度）

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒の不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、貧困、児童虐待等の諸問題に対し、主として学校の教職員に助言や支援を行うスクールソーシャルワーカーを教育委員会に配置し、学校と福祉機関等とのネットワークの構築や継続した連携を行って、児童生徒の環境調整や学校復帰等の支援を行う。

(2) 配置・採用計画上の工夫

- ・令和３年度の１０名配置を目指して、年次計画で人員や勤務時間を増やしている。
- ・中学校区１名の配置を目指し、一人が複数の中学校区を担当して全校に対応できる態勢をとった。

(3) 配置人数・資格・勤務形態

- ・教育委員会に年度当初は6名配置。年度途中からは5名配置（1名退職）。
- ・社会福祉士3名、精神保健福祉士2名、教員免許取得者1名、元警察官1名。
- ・週12時間勤務を基本。5名体制になった後は、1名の時間数を増やして対応した。

(4) 「活動方針等に関する指針」(ガイドライン)策定とその周知方法について

「教育相談体制充実のための手引き」（県教委作成）の中に、スクールソーシャルワーカーの職務内容とともに学校やスクールカウンセラー、関係機関と連携した教育相談体制についての記載がある。

上記内容の概要を市全教職員研修会にて指導主事が説明し、詳細については、管理職や教育相談コーディネーター対象の研修会にて周知した。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ① 市教委配置のスクールソーシャルワーカー他 ② 県内スクールソーシャルワーカー

(2) 研修回数 (頻度)

- ① 市教委主催研修 ア 自主研修 月１回
 イ 市教委主催研修（教育相談コーディネーター対象） 年２回
- ② 市教委以外の関係諸機関主催研修
- ア 県教委スクールソーシャルワーカー担当課主催研修 年５回
 イ 県教委家庭教育主管課主催研修 希望者のみ年５回
 ウ 県教育センター、福祉機関等主催研修 希望者のみ

（3）研修内容

- ①ア スクールソーシャルワーカー全員で現状と課題を共有し、今後の実践について協議
- ・教育相談コーディネーターを核にした学校との連携、学校と関係諸機関との連携について
 - ・ケース会議の実際
 - ・市関係課で連携した切れ目のない支援について
- イ 担当校区の教育相談コーディネーターとともに市の方針を確認
- ・教育相談コーディネーターの役割、アセスメントに基づく支援について
- ②ア
- ・スクールソーシャルワーカーの業務に必要な法律の知識について
 - ・ケース会議の意義、ファシリテーターとしてのスクールソーシャルワーカーの役割
 - ・県内の子どもの貧困対策と居場所づくり、「チーム学校」時代の連携・協働を探究する
 - ・包括的アセスメントからはじまる支援のデザインについて
 - ・スクールソーシャルワーカーの責務、学校・市町村教育委員会との協働
- イ、ウ 希望者のみの受講かつ多岐に渡るため略

（４）特に効果のあった研修内容

②アの峯本耕治弁護士による法に関する講義は、自力で学ぶのが難しい内容である一方、欠かせない知識であるため大変有効だったし、優先的に取り組むべき支援を考える時に大変役立っている。同様に、野田正人教授による講義・演習も具体的な事例をもとに行っていたので、即実践に生かせる内容だった。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置 なし

○活用方法

（６）課題

対応中の事例をもとにしたケース検討など、実践的な内容の研修を継続的に行っていく必要性を感じている。しかし、県主催研修が増えてきている中、現状の勤務形態では時間の確保が難しい。

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】福祉機関との連携のための活用事例（①貧困対策、②児童虐待、④不登校）

ネグレクト、貧困で他県の要保護児童対策地域協議会から引き継いだケース。別居中の父、母、母方祖母、高校生、中学生、小学生のきょうだいの世帯。スクールソーシャルワーカーが中学校から不登校相談を受け、児童相談所等の関係機関や高校のスクールソーシャルワーカーと連絡調整をする中で個別支援会議を定期的開催することになった。複数の福祉機関が家族との面談を通して関係をつくり、優先度の高いことから順に連携して支援を行った。

支援者が継続的に家族と関わる中で、両親が離婚、世帯分離。中学生は父方祖父母と父の世帯で養育され、健康的な生活と精神的な安定を得ることができた。転校後は登校も安定し、高校に進学した。

【事例２】学習障がい等への適切な支援のための活用事例（⑤暴力行為、⑦その他）

学級だけでなく他の学級や他学年の児童への暴言・暴力が収まらない児童について、スクールソーシャルワーカーが教育相談コーディネーターより相談を受け、アセスメントシートをもとにしたケース会議を実施した。背景に学習障がいや発達障がいの可能性が伺えたため、後日、本児と保護者をＬＤ等専門員やスクールカウンセラーにつなげ、関係者全員で支援会議を実施。本児にとって必要な支援の在り方について協議するとともに、検査結果の伝え方や医療機関へのつなぎ方について役割分担を行った。周囲の大人のかかわり方が変わったことで、暴力行為等の問題行動が少なくなっていく。

【事例３】該当ケースなし

【４】成果と今後の課題

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

学校からの要請訪問の回数は５年前の２倍、要保護児童対策地域協議会の個別支援会議を含めたケース会議への参加は５年前の４倍、前年度と比べても２倍に増えている。年々学校からの要請が増えており、関係機関との連携についても電話や訪問でより密接なものになってきている。

また、経験豊富な福祉に関する有資格者が多くいることもあり、対応について学校から高評価を得ている。いくつかの学校から中学校区常駐の要望も上がっている。

（２）今後の課題

本市では、不登校の出現率が高く、学校不適応傾向の児童生徒も多い。その背景に貧困や虐待、発達障がい等に絡む複雑な状況があり、福祉や医療等専門的な視点からの支援を必要とする子どもも少なくない。そのため学校と関係機関との連携をさらに進めていく必要があるが、その助けとなるスクールソーシャルワーカーが常勤職員でないことから、即時に相談できない、時間の制約があって十分対応ができないといった学校のニーズに応えられない面がある。また、増員についても、専門職であることから人材確保の難しさがある。

松江市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・不登校をはじめとする生徒指導上の課題のある事案にSSWを配置・派遣し、保護者に対する支援や福祉関係との連携を行い、児童生徒を取り巻く環境の調整・改善を図る。
- ・SSWがもつ社会福祉等の専門的な知識・技能を学校現場にも取り入れることで教員のアセスメント力と環境調整能力を高め、全ての児童生徒の健全育成に向けた指導・支援の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・拠点とする中学校区を担当してアセスメントや該当児童生徒等への支援等にあたる「拠点校型SSW」と、学校からの要請に応じて家庭支援等必要なケースに応じて該当学校に派遣する「派遣型SSW」の配置・派遣を行った。

①拠点校型について

- 平成30年度は4中学校区に配置した。
- ケース派遣は、派遣型SSWだけでなく、拠点校型SSWが派遣型SSWとして活動できる。

②派遣型について

- 学校長の要請をうけ、市教委が該当の学校にSSWを派遣した。
- 平成30年度は4ケースに4人のSSWを派遣した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 拠点校型SSW4人・教員免許状、警察OB、心理士・年間200時間
- 派遣型SSW10人（うち4人は拠点校型を兼ねる）・教員免許状、警察OB、心理士、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師・1ケース2～4時間×57回

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

- ・松江市スクールソーシャルワーカー活用事業実施要項において、事業の趣旨や基本的な考え方、SSWの配置及び派遣、委嘱、職務内容、勤務形態、謝金等についての内容を記載している。
- ・スクールソーシャルワーカー活用事業について、校長会や教頭会、生徒指導主任・主事連絡会等において事業説明を行った。
- ・拠点校型SSWについては、拠点となる中学校の管理職に事業説明を行い、中学校区における小中管理職会、生徒指導部会等でのSSW活用についての周知を依頼した。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・松江市委嘱のスクールソーシャルワーカー、松江市教育委員会生徒指導推進室員

（2）研修回数（頻度）

- ・松江市主催のスクールソーシャルワーカー活用事業に係る連絡協議会を4回実施。（内2回研修会実施）
- ・サポートワーカー（松江市単独事業）の研修会を3回実施（任意参加）
- ・県主催のSSW研修会（任意参加）
- ・他市町村主催のSSW研修会（任意参加）

（3）研修内容

- ・松江市主催SSW研修会（第1回：「福祉事業との連携について」「事例検討」、第2回：「不登校支援と教育支援センター等との連携について」「事例検討」）

（4）特に効果のあった研修内容

- ・松江市所管の「青少年支援センター」と「青少年相談室（適応指導教室）」を実際に見学し、その状況を知り、今後の支援の在り方を探る研修

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置　なし

（6）課題

- ・SSWや市教委の参加だけでなく、参加者の幅を広げた研修会の実施。

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】状況改善支援のための活用事例（④不登校 ⑥非行・不良行為 ⑦発達障害等に関する問題）

- ・本児は学校に登校しない状況があり、家庭での生活状況にも課題があったため、本児、保護者の対応について経験豊かなＳＳＷが関わった。
- ・ＳＳＷが本児と別室や家庭訪問等で直接関わり、関係を築きながら見立てを行ったり、本児に寄り添った対応をとったりすることで、本児並びに家庭に対して進路選択の幅を広げる支援を行うことが出来た。
- ・教頭を窓口に、ＳＳＷが家庭訪問や他機関につないだ際の本児の状況や家庭での様子を情報共有する場を週に１回もった。
- ・他機関にＳＳＷが直接訪問し、本児における支援連携を図った。
- ・ＳＳＷが関係のある小学校区の管理職と情報共有、他中学校ＳＳＷと情報共有を行った。
- ・管理職や教育相談担当教員、支援員等、対応チームの役割を明確にすることや連携や情報共有の仕方についてＳＳＷの見立てや助言をもとに校内体制を整えた。

【事例２】状況改善支援のための活用事例（⑥非行・不良行為 ⑦その他）

- ・学校生活に課題をもっている児童が数人同じクラスに在籍し、２学期から、学級の中での荒れが見られるようになった。
- ・学校は、対応チーム（管理職、生徒指導主任、特別支援コーディネータ、担任、養護教諭、市教委）を結成し、全教職員の共通理解による支援体制実施に向けての取組を開始。
- ・状況改善の支援を進める中で、該当児童の見立てとコミュニケーションスキルの向上、該当児童以外の児童の不安解消をねらいとして、経験豊富なＳＳＷを市教委が派遣した。（３ヶ月）
- ・ＳＳＷは該当児童中心の対応と、学級全体の対応と２つに分けて行い、見立てや助言をもとに校内体制を整えた。
- ・対応チームのコンサルテーションにより、校内だけでなく、市教委も状況の変化を把握し、支援の方向性を学校と共に定めていった。

【事例３】

「⑧性的な被害」または、「⑨ヤングケアラー」についての活用事例はなし

【４】成果と今後の課題

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・不登校や閉じこもりがちな児童生徒に関わる支援において、家庭訪問や関係機関との連携を行うＳＳＷの果たす役割が大きく、学校とのつながりの再構築や関係機関への通所に結びつくケースもあった。
- ・ＳＳＷの専門性を活かした派遣により、福祉や警察等の関係機関と連携することができた。
- ・ＳＳＷの関わりにより、学校における支援体制や教育相談体制の充実につながった。
- ・困り感を抱える保護者や学校にとってＳＳＷが精神的な支えとなった。

（２）今後の課題

- ・拠点校型ＳＳＷについては、小中連携の視点に立ち、中学校区での配置をしたが、中学校での対応の多さから、小学校での活用が十分ではなかった。中学校と小学校のＳＳＷ活用の在り方について、再度検討し、小学校における活用充実につなげることが課題である。
- ・関係機関との連携や福祉的視点による支援の組み立て等、他の支援員とは異なるＳＳＷの動きについて、各学校に対し周知する必要がある。

呉市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成３０年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- 教育や福祉に関する専門的知識・技術や経験を有する者を学校等に派遣し、様々な問題を抱えている家庭等に対して、学校と福祉機関等とのネットワークを活用した効果的な支援を行い、生徒指導上の諸課題の解決を図る。

〈業務内容〉

- 生活環境に課題のある児童生徒の家庭等への働きかけや具体的支援
- 支援に当たっての関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- 支援における学校内のチーム体制の構築・支援
- 保護者の相談対応、教職員に対する助言、その他必要な情報提供や支援
- 教職員等の研修活動への参画

（２）配置・採用計画上の工夫

- 教育委員会に配置し、学校からの派遣要請に応じて、学校や家庭、又は関係機関等に派遣した。

（３）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数 ３人
- 所有資格 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、教員免許、ケアマネージャー
- 勤務形態 学校からの申請による派遣型
- 勤務時間 ６００時間

（４）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

- 年度当初に市内全小中学校に「呉市スクールソーシャルワーカー派遣事業について」を通知するとともに、校長会等でも事業について周知している。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

- スクールソーシャルワーカー３名、教育委員会担当指導主事

（２）研修回数（頻度）

- 事例研修会（月１～２回）
- 市の関係機関との情報交換会（年２回）

（３）研修内容

- スクールソーシャルワーカーとしての関わり方（保護者や学校）
- 個別の事例についての検討及び関係機関との情報交換と情報共有

（４）特に効果のあった研修内容

- スクールソーシャルワーカーとしての学校や関係機関等との連携の仕方や適切な関わり方について、実践交流をした。
- 事例検討会において、関わっている事案についてより良い支援の方法を検討した。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ＳＶの設置 設置なし

（６）課題

- スクールソーシャルワーカーの資質向上に向け、スーパーバイザーが参加する広島県の研修会や呉市の協議会等への参加、事例についての様々な対応や厳しい家庭環境への手立てなどを交流するなど、研修の充実が必要である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】生活を安定させるための活用事例（①貧困対策 ②児童虐待）

〈ケース概要〉

- 保護者は養育能力が低い。姉は、母の貯金を持ち出して無駄遣いをした。そのことに対して、母が姉に暴力をふるった。その後、警察に相談し、姉は一時保護された。姉は、祖父母と暮らし、週末は自宅に戻る生活を送っていた。本児は、ゲーム依存になり、昼夜が逆転し、気に入らないことがあると母に対して、刃物を出すことがあった。

〈支援内容〉

- 相談支援専門員と連携し、放課後デイサービスを利用するようにした。
- 当該家庭に関わる関係機関と連携し、課題を明確にするとともに適切な対応を整理した。
- 学校や関係機関と情報共有を行い、家庭生活の安定に向けた取組の調整を行った。

〈支援経過〉

- 姉や保護者との連携を継続していくことで、家族を支援していく体制を整えていく。そのような取組を継続することで、保護者も安心して教員等に相談できるようになった。
- 家庭生活が安定する中で、学校生活に落ち着きが見られるようになった。
- 中学校への進学に向けて、中学校とも連携をしていく。

【事例2】不登校解決のための活用事例（④不登校 ⑦その他）

〈ケース概要〉

- 本児は、昨年度の終わり頃から遅刻が増え、今年度は、欠席が増えた。また、妹に対して手が出たり、包丁を持ちだして自傷行為を行おうとしたりすることがあった。保護者は、精神疾患があるが、パートで仕事には出ている。家事能力が低く、片付け等ができず、食事の用意も難しい状態である。

〈支援内容〉

- 関係機関と連携して、当該児童と家庭のアセスメントを行い、学校復帰に向けて課題を整理した。
- 保護者への支援として、専門員と連携し、ヘルパーを利用することで、家庭環境の整備に取り組んだ。
- 学校と連携して定期的に家庭訪問し、当該児童が登校できるように取り組んだ。

〈支援経過〉

- 保護者や家庭環境が落ち着くことで、登校に結びつくようになってきた。
- 精神的に不安定になりやすいので、今後も家族全体の支援が必要だと考える。

【事例3】性的な被害、ヤングケアラーについての活用事例

- 性的な被害、ヤングケアラーについての活用事例はなし。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 学校が抱えていた課題について、スクールソーシャルワーカーからの専門的なアドバイスや関係機関の紹介や連携により、解決に向けての取り組み方の方向性が見えるようになったり、福祉関係等への相談がしやすくなったりした。
- 職員会議やケース会議等に参加し、教員やスクールカウンセラー、関係機関職員等と協議することで、チームとしての取組を進めることができた。

派遣学校数 17校（小学校 13校、中学校 4校、対象児童生徒数 32名、複数回答）

解決 A	少しでも好転が見られた		支援中 F
	児童生徒について BC	家庭環境について DE	
3.2%	71.8%		25%
	15.6%	56.2%	

- A 解決 B 支援中であるが好転（児童生徒の学校生活が落ち着いた）
C 支援中であるが好転（児童生徒の登校日数が増えた） D 支援中であるが好転（関係機関と連携できた）
E 支援中であるが好転（保護者と連携できるようになった） F 支援中

（2）今後の課題

- スクールソーシャルワーカーの周知
スクールソーシャルワーカーを有効に活用してもらうために、保護者への働きかけが必要である。
- スクールソーシャルワーカーの体制
申請がある学校への派遣だけでなく、課題のある学校に対する未然防止の取組として、生徒指導上の諸課題等で挙がってくる事案等を把握し、定期的に訪問するような体制を組んでいく。

下関市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成３０年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、暴力行為、児童虐待や不登校等の生徒指導上の課題の内、学校だけでは解決が困難な事案に対し、スクールソーシャルワーカーを学校等に派遣し、専門的な知識・技能を用いて、幼児・児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うことで、生徒指導上の課題等の未然防止、早期対応を図る。

（２）配置・採用計画上の工夫

スクールソーシャルワーカーを専門家人材バンクに登録し、校長の要請により、教育委員会が学校等に派遣した。

（３）配置人数・資格・勤務形態

配置人数・・・８人

資 格・・・社会福祉士３人、精神保健福祉士１人、臨床心理士１人、教員免許４人
相談業務等に長期従事した者１人

勤務形態・・・校長からの派遣要請に応じて勤務（年間３１１時間、２０４日）

（４）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要項」及び「スクールソーシャルワーカーのリーフレット（周知用）」を作成し、学校や関係機関等に配付した。

また、生徒指導及び教育相談担当の研修会等でスクールソーシャルワーカーを活用した事例を紹介するなど活用方法を周知した。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー、担当指導主事

（２）研修回数（頻度）

- ・月に１回（２時間程度）

（３）研修内容

- ・ケースの検討会
- ・やまぐち総合教育支援センターＳＶによる研修（年１回）
- ・市教委主催の生徒指導及び教育相談担当研修会への参加

（４）特に効果のあった研修内容

- ・市の福祉部局等との意見交換を行い、連携体制の構築を行った。
- ・スクールソーシャルワーカーで、問題解決のために活用できる制度・施設等の社会的資源について情報共有および資料提供を行った。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ＳＶの設置
- ・設置なし

（６）課題

- ・スクールソーシャルワーカーが、別の仕事をもっているため、研修会への参加が難しい。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】児童虐待の未然防止に向けた活用事例（②、⑦）

○家族構成：本人（A子）、母親

○家庭の状況：母子家庭で母親は定職に就いていないため、収入がない。本人は無保険状態で、母親が担任に数百円を借りにきたことにより学校も危機感を感じていた。主任児童委員は、家に家具がないこと、ゴミが出ないこと、母親が人との関わりを避けることを心配をしていた。

○本人の状況：文字を書くことや絵を描くことが難しい。基本的な生活習慣が身についておらず、衛生面でも課題がある。A子の話から食事が取れていないこと、寝具や冷暖房器具が無いことが分かった。

○SSWの活用の効果

SSWが中心となり、就学援助や食糧支援のためのフードバンク利用手続きを行った。また、市役所生活保護担当課、こども家庭支援課につなぎ、家庭支援を行うことになった。

SSWが母方祖母とつながり、学校との面談には母親と母方祖母、SSWが同席して行った。面談を通して、母親はA子への愛情はあるが、養育支援が必要なことが明確になり、支援内容についても学校と共有できた。

衛生面については学校の支援で、徐々に改善されており、食事も取れるようになった。

【事例2】家庭環境に起因する不登校解消に向けた活用事例（①、③、⑥）

○家族構成：本人（B子）、母親

○家庭の状況：母子家庭。母親は精神疾患を患っており、生活保護費で生活している。母親が精神状態が悪い時は、1日中寝ているため、B子が家事をする。学校からB子の問題行動や不登校の連絡が入ると、母親は情調不安定になり、パニックを起こすこともある。以前、母親が大量服薬で入院した際、B子は一時保護された。

○本人の状況：学校では非行傾向があり、教室に入らず徘徊し、対応する教職員に対して暴言もある。母親の状況が安定しない時は、登校しない。休日も友人と遊ぶことは少なく、家で母親と過ごすことが多い。

○SSWの活用の効果

SSWが母親の病院へ同行し、家庭の状況やB子の学校での様子を主治医に話した。主治医からB子に、母親の病状や緊急時の対応について話してもらい、B子の母親に対しての理解が進んだ。週に3日、介護・福祉生活支援サービスを利用し、ヘルパーが母親と食事を作り、掃除や洗濯をするなど生活援助を行った。

主治医の勧めで、母親は短時間のパートに出るようになり、状態も安定している。

また、学校と児童相談所が定期的に情報を共有し、児童相談所が定期的な家庭訪問及びB子との面談を行った。

B子の家事の負担は軽減され、不登校は回復に向かっている。

【事例3】活用事例なし

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

・小学校7校13人・中学校14校22人の支援対象児童生徒に対して、204日、311時間の派遣を行った。そのうち26ケースにおいて事態の好転が見られた。

・教育委員会主催の生徒指導や教育相談担当研修会にSSWも参加したことで、学校の生徒指導および教育相談体制を理解した上で支援することできた。

（2）今後の課題

・専門性の高いSSWの人材を確保すること。

・多様化・複雑化する課題に対応できるSSWの資質向上を図ること。

高松市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成３０年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

スクールソーシャルワーカー（以下、ＳＳＷ）の社会福祉等の専門的な知識と技術を用い、児童生徒を取り巻く環境を整備することで、問題行動等の未然防止や解消を図る。また、問題解決の過程を通して、中学校で問題行動等が発生しないシステム作りを行う。

（２）配置・採用計画上の工夫

高松市立全中学校にＳＳＷを配置している。また、中学校区の小学校からＳＳＷの派遣希望があった場合には、必要に応じて、当該小学校を校区とする中学校に配置されているＳＳＷを派遣している。

（３）配置人数・資格・勤務形態

〔配置人数〕 １３名

〔資 格〕 社会福祉士等の資格を持つ者又は、福祉と教育の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、優秀な活動実績等がある者

〔勤務形態〕 原則１日６時間、週５日程度とする。

（４）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

社会福祉等の資格を有するＳＳＷを全中学校に配置し、専門的な知識や技能を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関等のネットワークを活用したりして、問題解決を図る。ＳＳＷは、配置された中学校では、生徒及び保護者への支援、教職員から求められる内容に応じ、教職員への支援、関係機関等との調整等を行う。また、派遣された小学校では、教職員研修での講話、校内支援体制への助言、事例検討会での助言等を行う。

これらについて、「高松市教育委員会教育指針」及び、「高松市ＳＳＷ配置事業実施要項」として、年度当初の校長研修会にて各高松市立小・中学校の校長に周知している。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象：高松市ＳＳＷ（１３名）

（２）研修回数（頻度）：年間８回

（３）研修内容：活動状況の報告、具体的な事例に基づく研究協議、情報交換、事務連絡

（４）特に効果のあった研修内容

具体的な事例に基づく研究協議が効果的である。高松市では、毎年スクールソーシャルワーカーの退職に伴う新規採用者が数名おり、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を持っていても、学校現場での勤務は未経験の状態である。ＳＳＷとしての心構えや、教職員とのコミュニケーションの工夫、問題行動等の課題を抱える子どもや保護者との関わりでうまくいった事例や、課題の残った事例などを共有することで、ＳＳＷとしての自信の獲得や、活動の工夫に役立っているという声を多く聞いている。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法：スーパーバイザーは設置していない。

○ＳＶの設置

○活用方法

（６）課題

１３名のＳＳＷを抱えているにもかかわらず、スーパービジョンは県に頼っている。今後は、市単独でのスーパーバイザー設置及び研修体制の整備が課題である。また、研修プログラムに多様性が欠ける面も課題として挙げられる。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】貧困対策及び不登校支援のための活用事例（①貧困対策、④不登校）

小学校4年生より不登校状態の生徒で、中1では、健康診断や運動会の行事は登校した。体操服や学校用品の準備が困難な様子であったので、SSW、学校、市生活福祉課、市社会福祉協議会が連携して家庭支援を継続していた。

中2の10月中旬、担任が家庭訪問すると、生徒は登校をいやがる様子はないが、保護者は登校に対して積極的に応じなかった。担任からSSWに相談があり協議した。その後、SSWは市生活福祉課と協議した。生徒にとって何が良いかを考えると、保護者への働きかけが必要であることが話し合われた。前年度より市生活福祉課担当者は生活支援を継続しており、家庭との関係性が構築されていたので、登校は生徒本人の気持ちや体調が一番大切だが、生徒が休む場合は学校へ連絡をすること、担任が生徒のことで訪問した際は断らず応じることなどを、保護者へ具体的に伝えた。その翌日より、生徒の登校が始まった。

10月下旬、体育の時間に転倒し骨折した。後日、病院受診に、担任、養護教諭、SSWが同行し、診断の結果、手術が必要であることがわかった。自然治癒という選択肢もあり、生徒と保護者は手術を受けないことを当初話したが、変形したまま癒合することになる。SSWは医師の助言を求めた。医療は任意契約に基づき行われるものであるが、医師からの話では、手術した方が良いケースであることが伝えられた。SSWは、生徒・保護者了承のもと、市生活福祉課に医療的な状況を伝え、費用面については、術後通院を含めた費用負担軽減が、担当者より保護者へ伝えられた。少し時間を置き、生徒と保護者はしばらく考えた。結果、手術を受けることを選択した。術後も順調であり、手術の入院をした日以外は、毎日登校が継続している。学習面も伸びてきており、友人ともにこやかに話して学校生活を送っている。

【事例2】生活困窮対策のための活用事例（①貧困対策）

1学期に母から「父が精神疾患で仕事ができず、経済的に苦しい」と相談があったケース。すぐに就学援助の申請手続きを行ってもらい、また父の通院治療費負担が軽減される制度や、高校生の兄の奨学金の紹介をおこなった。また、定期的にフードバンクを介した食料支援をし、母の限られた収入でのやりくりをしてもらった。

母とSSWが定期的に面接を重ね、さまざまは社会資源を紹介するなかで、2学期には父が精神保健福祉手帳を取得し、障害者向けの就労支援を利用するようになり、そのことで父にも一定の収入が入るようになった。兄もアルバイトを始め、世帯の収入増がはかられた。

依存症のある父との関わりについても助言しながら、世帯の経済的な問題だけではなく母の精神面のバックアップもできたかと思われる。

【事例3】「⑧性的な被害」または、「⑨ヤングケアラー」についての活用事例は無し

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

SSWが関わる「継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況」のうち「問題が解決」及び「支援中であるが好転」の件数の全体に占める割合は、平成29年度は37.4%で、平成30年度は31.1%であった。解決・好転の割合は6ポイント低下しているが、年度や校種をまたいで粘り強く継続支援をしているケースが多数あり、SSWの役割は、学校で欠かせないものとなっている。また、平成30年度は、家庭訪問や関係機関連携等、学校外での支援・活動件数が大幅に増加しており、SSWが学校と家庭・地域のパイプ役として機動力を生かし、機能していることがうかがえる。

（2）今後の課題

本市では、現在SSWの拡充に努めており、その中で、次のような課題が生まれている。

- ①新規採用SSWの知識や技術を向上させるためのよりよい研修体制の整備
- ②SSWを志望する者のうち、資格や適性のある者の確保

高知市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成３０年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校及び日常の生活を営む上で、課題の解決を要する児童生徒とその家族及びその児童生徒を取り巻く環境、学校、社会、制度等を対象として、ソーシャルワークの専門性と福祉の知識を駆使した支援活動を行う。

（２）配置・採用計画上の工夫

ＳＳＷを高知市教育研究所に配置し、高知市立学校の中から高知市教育委員会が指定する学校にＳＳＷを派遣する。

（３）配置人数・資格・勤務形態

配置人数 １人

資格 教員免許

勤務形態 原則１日７時間以内 週２０時間を超えないように設定時間数内で勤務

（４）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

「高知市教育委員会スクールソーシャルワーカー活用事業実施要項」を作成している。学校には訪問して管理職に説明し、周知を図った。

児童生徒や保護者向けにＳＳＷの活動に関するチラシを作成し、校長会で説明後、各家庭に配布した。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

ＳＳＷ

（２）研修回数（頻度）

月２回程度の連絡協議会

（３）研修内容

- ・ スクールソーシャルワークについて
- ・ 県ＳＶによる事例を通した指導助言
- ・ 関係機関について
- ・ 関係機関との情報交換会
- ・ 特別支援教育について
- ・ 小中連携について
- ・ 振り返り

（４）特に効果のあった研修内容

特別支援教育について、就学相談の流れや教育課程、検査、自立活動の指導内容等の具体についての研修。児童生徒の障害による学習上又は生活上の困難や目指すものを把握することで、悩む保護者等への対応を考えることができた。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置 市単独ではなし

○活用方法

（６）課題

ＳＳＷへの支援要請が増加する中、ＳＳＷとしての資質向上のための研修体制をいかに整えるか。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校問題のための活用事例（④不登校）

状況 1学期半ばより出席と欠席を繰り返すようになり担任はその都度家庭訪問を重ねたが、9月末からずっと欠席状態となる。生徒は自閉症スペクトラムの診断を受けていて会話などの意思疎通が難しいため欠席の理由も判断が困難だった。

対応 校内支援会でSSWへの家庭訪問の依頼があり週1回程度の訪問を開始した。母親との会話や、家庭での生活の様子を観察する中で学校と共有しながら母親へのアドバイスも入れていった。（食生活について、昼夜逆転の生活になりつつある危険性、性的な発達について…等）

また、一方で生徒はスクールバス登校だが母親の体調不良などから登校の準備、送り出しが厳しい状態があることも分かり、福祉のサービスを受けることを提案した。障害者相談センターに、ヘルパーを紹介してもらい、登校支援ができるよう依頼した。母親は体調不良を訴え連絡が取りにくくなり、一時は家庭訪問もできなくなった。後に母親は字を書くことが十分でなく書類作成に不安があったことが判明した。学校との連携により、やっと3学期に両親との面談が実現し、福祉のサービスを受けることを受け入れてもらった。後日、障害者相談センターの担当者、ヘルパー、SSWが家庭訪問し、書類の書き方や提出物など細かな確認をし、書類受理にこぎつけた。

成果 ヘルパーに家庭に入ってもらえるようになったことで生徒の出席状況は大幅に改善した。

課題 母親の体調によってヘルパーの訪問自体を断る日があるなど依然として不安要素を抱えている。この家庭は両親共に県外からの転居であり相談できる親族等もないことから今後も見守りを続けていく必要性を感じる。

【事例2】虐待問題のための活用事例（②児童虐待）

状況 父母それぞれが発達障害の児童と病気の児童を連れての再婚で、県外から転居してきており、保護者から虐待の恐れがあると引継ぎがあった。

対応 関係機関が集まり情報共有を行い支援方針をたてた。養育が大変な児童への対応で保護者の気持ちに余裕がないのではないかとアセスメントし、SSWは保護者と信頼関係を結べるようにまずはつながることとした。

成果 朝の迎え入れ時の会話を続けることで、家庭訪問もできるようになり、生活保護を受給できるようにつなげることもできた。

【事例3】「性的な被害」「ヤングケアラー」のための活用事例は該当事例なし

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成30年度から新たに高知市独自の配置として、SSWを2校へ1名派遣した。両校とも、背景の厳しい状況の家庭が多く、また、様々な要因が複雑に絡み合っている。平成30年度のスクールソーシャルワーカーの支援数は、2校で18ケース（3月末）である。昨年度まで、関係機関との連携も不十分であったが、1名を派遣することで、子どもや保護者と学校や関係機関との連携が図れたことは成果である。

どのケースも複雑かつ深刻な課題があり、子どもや保護者との関係性を深めるためには時間を要することからすぐには解決に至らず、スクールソーシャルワーカーが支援をしている児童生徒の抱えている問題について、支援により「問題が解決した」割合は0%であった。しかし、ケースの状況は少しずつではあるが支援の効果が表れてきており、「支援中であるが好転した」割合は20%であった。

（2）今後の課題

SSWの活用方法等の学校への更なる周知

久留米市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成３０年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

社会福祉士、精神保健福祉士の専門的な知識や技術の資格を有するスクールソーシャルワーカーを各学校の要請に応じて派遣。問題を抱えた児童生徒の置かれた環境に働きかけ、関係機関等とのネットワークを活用しながら、課題解決や状況改善を図ることを目的としている。

（２）配置・採用計画上の工夫

社会福祉士資格の専門職枠で採用した市職員１名と任期付短時間勤務職員４名がスクールソーシャルワーカーとして久留米市教育委員会に常駐。派遣型方式を採用している。

（３）配置人数・資格・勤務形態

◆５名（１名は常勤職員、４名は任期付短時間勤務職員）

◆資格：社会福祉士を有する者 ２名・社会福祉士と精神保健福祉士を有する者 ３名

（４）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

「ＳＳＷ活用の手引き」を作成し各学校へ配布。定例校長会や教頭会、いじめ対応研修会などでスクールソーシャルワーカー活用事業の目的や活動の概要、事例紹介の説明を行い、周知を図る。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象：スクールソーシャルワーカー５名

（２）研修回数（頻度）： ①ＳＳＷ連絡会議（年間９回） ②ＳＷに係る人材育成職場研修（２回）

（３）研修内容：①事例検討会 ②庁舎内のＳＷ職によるネットワーク強化と知識習得を行い、資質向上を図る

（４）特に効果のあった研修内容

事例検討会に参加をすることで、他市での取り組みや事例についての学びを深めることが出来た。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置：有

○活用方法：社会福祉分野の大学教授をスーパーバイザーとして配置（月３回程度）。ＳＳＷ全体での事例検討や資質向上に必要な知識などについて講義や演習を行った。さらに個人ＳＶを通して自己研鑽を行う。

（６）課題

様々な事例に対して適切な対応や支援をしていくことが出来るよう、ＳＳＷの人材育成と安定的な確保。さらに資質向上を図っていく必要がある。

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】教育・医療・福祉連携のための活用事例(①家庭環境の問題、福祉機関との連携 ⑦その他(発達障害に関する問題)

（概要）小学生低学年女子。父、姉との３人暮らし。幼少期は隣接校区の祖父母宅にて生活し、ほとんど祖父母の手で育てられていた。転居後、宿題の様子を見て学習面を心配した父が学校に相談、医療機関への相談を提案され受診。主治医より福祉サービスの利用、学校と医療、福祉の連携のためにＳＳＷ活用を父に提案され、学校を通して支援依頼に至る。

（支援内容）

○学校から本児についての状況確認。

○保護者と面談を行い、福祉サービス利用についての希望や医療機関等との連携について確認。

○福祉サービス利用について障害者基幹相談支援センターを紹介。ケース会議を開催する。

（改善状況・課題）キーパーソンである父にも特性が見られ、福祉サービス利用に向けても支援が必要だったケース。本児は学校で学習面以外は大きな問題もなく過ごすことが出来ていた為、サービス利用、その後の関係機関の連携について支援を行う。学校、医療、福祉の機関でケース会議を行うことで、本児の特性についての理解を深め、学校でのよりよい対応や福祉サービス事業所への情報提供に繋がった。今後も定期的な情報共有を行い、本児の成長、変化に合わせたきめ細やかな対応が必要と思われる。

【事例2】低学年から同じ経過で登校・不登校を繰り返していた事例（④不登校）

（概要）小1の1学期から不登校となり、3学期に一時改善。再び小2の1学期から不登校となった。学校でも原因がわからず、本児からは身体症状（腹痛や頭痛）などの訴えが続き、登校できない状況が続く。毎日対応している母のストレスも過剰になっており、本児のアセスメントと母へのストレス軽減のための面談を目的に支援介入する。

（支援内容）

- 月2回の家庭訪問。前半は本児の好きな遊びを通して、アセスメントを行う。後半は母と面談。
- 学校から担任が週1回の家庭訪問を実施しており、訪問時の情報共有を行った。
- 家庭内の環境改善のため、父とも面談。家族全体で協力していけるよう働きかけを行った。
- 母と学校のケース会議を設定。学校内での支援体制について、話し合いを行った。

（改善要因・課題）

家族全体での協力体制を構築しなおしたことで、本人の状態も安定。父と「2学期から学校に行く」ことを自分から約束し、実行することができた。その後母と学校での支援環境の話合いの場を調整。本児が疲れた時に休憩の場を検討。学校でかかわる教諭として養護教諭に声掛けを行ってもらおうよう調整。

学校での過ごし方をスムーズに切り替えることができるようになり、登校状況も改善。それ以降、登校も継続して行えるようになった。

【事例3】不登校傾向にある生徒の家庭環境支援のための活用事例（⑨ヤングケアラー）

（概要）中学校女子生徒。本児の欠席が増加傾向。本児はまだ生まれたばかりの弟の面倒をみており、眠れず、体調が悪くて休んでいるということを話す。生活保護受給中であり乳幼児も在宅にいることもあり、関係機関と連携を図りたいと学校より相談あり支援介入。

（支援内容）

- 各関係機関へ連絡をし、情報共有を行う。地区保健センター担当者へは定期的な家庭環境の見守りを依頼。
- 学校と情報共有を行い、本児の様子観察をしてもらうよう学校対応について共通理解を図った。

（改善要因・課題）

学校、関係機関との連携を図ったことで家庭環境把握を行うことが出来た。本児が登校してきた際にも担任を中心に面談を行い、見守りを継続。本児の不安定さは持続しているものの、登校状況も徐々に改善がみられ、よく話をすることが出来るようになった。今後も学校を中心に支援体制を継続していくことが課題と思われる。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成25年から教育相談チームを発足させ、平成30年度は昨年度29年度より継続して市職員1名を含むSSW5名を配置。体制については徐々に拡充を図っている。支援件数は163件と年々増加。いじめや不登校、発達障害、貧困、問題行動など多様化する事案に支援を行っている。学校訪問回数は1,086回、家庭訪問は748回、関係機関への訪問は152回となっており、学校、家庭および関係機関との連携については重点的に行うことが出来た。

（2）今後の課題

未然防止や早期発見、予防的な支援が必要となっている状況の中で派遣型方式では十分なかかわりは難しく、困難な状況や環境になってしまった後での介入となっているのが現状である。人材の安定的な確保をし、配置形態について検討。さらにスーパービジョンを効果的に活用し、資質向上と人材育成を行っていく必要がある。

長崎市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成３０年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校・いじめや暴力行為等問題行動・子供の貧困・児童虐待等の課題を抱える児童生徒の修学支援、健全育成、自己実現を図るため、児童生徒のニーズを把握し、児童生徒及び保護者への支援とともに、関係機関と連携し、児童生徒の置かれた環境への働き掛けを行う。

（２）配置・採用計画上の工夫

○ＳＳＷを長崎市教育委員会へ配置し、派遣申請により各校への対応を行う。

○採用においては、福祉の分野において専門的な知識・技術を有する者、または福祉や教育現場において活動経験や実績のある者のうち、業務内容を適切に遂行できる者とする。

（３）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：８人

資 格：社会福祉士３人 精神保健福祉士２人 その他社会福祉に関する資格２人 教員免許２人
心理に関する資格２人 その他ＳＳＷの職務に関する技能の資格１人（複数資格取得者有）

勤務形態：市の嘱託職員として、週５日、１日６時間勤務

（４）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

ＳＳＷ活用事業に関する実施要項、運用細則、服務規程、業務内容についての冊子を作成し、全小中学校へ配付するとともに、趣旨等を説明した。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

ＳＳＷ８人、事業担当主事１人

（２）研修回数（頻度）

- ①ＳＳＷ基礎研修（４月に４回実施）
- ②定例事例研修会（毎週月曜日午前）
- ③外部専門家による研修会（月２回程度）
- ④教育相談夏季研修講座（７、８月に７回実施）
- ⑤県教育委員会が主催する研修会（年３回）

（３）研修内容

①ＳＳＷ基礎研修

ソーシャルワークの基本理念、ＳＳＷとしての役割等に関する研修

②定例事例研修会

対応事例についてＳＳＷ同士による協議、担当主事からの指導助言

③外部専門家による研修会

福祉や心理の専門家を招聘しての講義や指導助言、事例検討会、スーパーバイズ

④教育相談夏季研修講座

子どもの疾病と対応、保護者対応、アセスメント技法等教育相談に関する研修

⑤県教育委員会が主催する研修会

ＳＳＷとして必要となる知識や技能に関する研修

（４）特に効果のあった研修内容

外部専門家による研修会（社会福祉協議会勤務の社会福祉士、弁護士）

ケースにおける社会資源や法に基づいた解釈など専門家による指導で事例に対する対応の種類を学んだ。また、研修会だけではなく、普段から相談できる関係を作り、多岐にわたるケースの相談ができています。このことを学校にも紹介し、学校からも様々な相談がある。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置

ＳＳＷの中にＳＶの資格をもった者はいない。そのため、県ＳＳＷスーパーバイザー、社会福祉協議会勤務の社会福祉士、大学（准）教授、弁護士等に協力を依頼し、定期的に講師として招聘した。

（６）課題

ＳＳＷ対応事案の増加に伴い、ケース検討会等の時間確保と研修形態の工夫。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】貧困対策のための活用事例（①貧困対策）

- 状況 父親、母親共に多額の借金あり。毎月、返済に追われており、収入よりも支出が多い。母親から「今日食べるものがないので支援してほしい」という相談があった。
- 対応 母親を社会福祉協議会へ繋ぎ、福祉支援による緊急措置を図る。利用できる子ども食堂を調べ、利用のための条件等を提示し、利用を促す。生活保護受給、法テラスへの相談等、福祉サービスの利用を促す。本児がいつでも相談できるようＳＣの面談を提案した。
- 成果 社会福祉協議会の家計相談員により支出と収入の計画を母親と立て、家計の改善に向け、考えるきっかけとなった。また、社会福祉協議会から備蓄食を提供してもらい、緊急的な対応ができた。ＳＣによる面談をはじめ、学校の支援が充実したことで、本児の欠席が減り、安定した登校ができるようになった。

【事例2】家庭環境改善のための活用事例（①貧困対策、⑦その他）

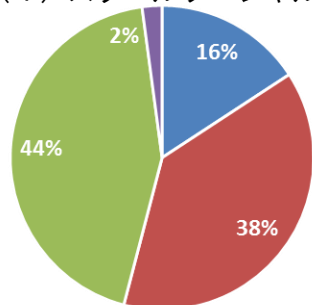
- 状況 母が精神疾患を患っており、家事が行えなくなることがある。金銭管理が苦手な月末には経済的に困窮することが多い。
- 対応 精神障害者保健福祉手帳やひとり親家庭家事支援の申請、児童手当の更新手続き等のために市役所への同行支援を行った。相談支援事業所につなぎ、家事ヘルパー利用の申請を行った。
- 成果 精神障害者保健福祉手帳を取得し、相談支援事業所を活用することで生活全般の支援を受けられるようになった。相談支援事業所の支援により、訪問看護や家事ヘルパーの利用ができるようになった。家庭環境が改善されることで、母親が授業参観をはじめとした学校行事に参加するなど、本児と向き合う時間が増えた。

【事例3】性被害者支援のための活用事例（⑧性的な被害）

- 状況 男子生徒から頼まれ、女子生徒が自分の全裸の写真を送る。
- 対応 長崎犯罪被害者支援センターを保護者に紹介した。保護者が相談しやすくなるよう、事前にセンターへ家庭状況を含め情報を伝えた。市教育委員会に相談し、転校を含め、本人が登校しやすい環境整備を検討した。本人の心のケアのため、心療内科等医療機関を保護者に紹介し、通院を促した。
- 成果 長崎犯罪被害者支援センターを通し、医療機関、弁護士相談につながった。本児は医療機関に通い、心のケアを受けることができた。学校は、本児が加害生徒とは接触しないよう配慮し、父の送り迎えのもと、登校ができるようになった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果



H30 年度末支援状況

継続支援によって問題が「解決」、「好転」を合わせると 54%という状況である。
ＳＳＷが委員会配置のため、継続的に研修機会があることにより、対応のノウハウが蓄積され、ＳＳＷ個々のスキルアップにつながっていると考える。
児童・家庭に関する福祉機関と連携した回数は 990 回あり、学校では見えにくい問題についても多くの対応ができています。

■：問題が解決 ■：支援中であるが好転 ■：支援中 ■：その他

（2）今後の課題

ＳＳＷに求められる高度な専門性や、地域社会・学校への理解（継続して支援する必要性）を考えると、市が配置するＳＳＷが、安心・安定して業務が遂行・継続できる諸条件の整備（個々の経験や対応力・状況に合わせたサポート体制、継続雇用が可能となる雇用条件等の改善、勤務時間・給与面の改善、資格取得補助、福利厚生等の改善等）が必要不可欠である。さらに、長期的な視点では、ＳＳＷの養成機関及びその体制づくりの整備が必要である。

佐世保市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけを行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

児童生徒の情報が集まりやすい青少年教育センターに配属し、効果的な活用ができるようにしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数 4名（佐世保市雇用4名）

資 格 社会福祉士4名（内2名は精神保健福祉士の資格も保有）

勤務形態 臨時職員 市雇用 1日7時間勤務を週3日、年間40週勤務を行う。

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

年度当初にスクールソーシャルワーカー配置事業実施要項を定め、その中で、事業の内容、派遣方法、活用方法等を定め、年度当初に市内の全小・中学校に配付し周知を行っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

市内に配置されている、SC及びSSW

（2）研修回数（頻度）

年1回

（3）研修内容

SC・SSW実績報告、SC・SSWの引継ぎについて、SC・SSWの連携に関する協議

（4）特に効果のあった研修内容

SC・SSWの連携に関する協議では互いの事例を持ち寄り、それぞれの立場からの意見を出し合うことにより、それぞれの立場での事例に対するアプローチや、連携の方法などを知ることでき、今後の相談活動への大きなプラスになった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 なし

○活用方法

（6）課題

・研修会の回数を増やす。 ・関係機関と連携した研修の実施

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】④不登校 ⑦その他(保護者支援)のための活用事例

【基本情報】

- 平成28年度より不登校、登校促しをすると母から止められ、中学校に入学するも長期欠席している。
- 母は精神疾患を患っており、不安定な面がある。兄、姉がいるひとり親家庭で生活保護受給中。

【相談時の課題】

- 母は批判的で人の話を受け止めようとしない印象で学校や様々な機関へクレームをつけていた。
- 母は精神症状があり、不安定になる場合がある。本児にも精神的不安定面がある。

【SSWをどのように活用したか】

- 母に寄り添い、関係機関とSSWが連携し、家族全体への切れ目のない支援を目指し関係者会議を開催。

【チーム学校に対しての対応(要対協)】

- 子ども支援課…母、兄、姉の養育や生活状況、就職についてハローワークと連携しながら対応する。
- 生活福祉課…生活保護を受けて子どもを自立させていけるよう定期的な家庭訪問をして話し合っていく。
- 児童相談所…安否確認等で生命の危機がある場合立ち入りを実施する。
- 学校…本児の生活環境を把握し、学校、各機関での情報共有し対応方法を共通理解する。
- ＳＳＷ…母の定期的な心療内科の受診を後押し。情報集約。各機関との連携。

【ＳＳＷが介入した成果】

- 母に寄り添い、不安を軽減し定期的な心療内科の受診に繋がった。
- 学校、各々の関係機関と連携し、家庭環境にもアプローチし母の不安定な面が落ち着いてきた。

【今後の課題】

- 兄、姉の就労支援。継続的な母、本人に対する精神的なケア、身体的、経済的支援。

【事例２】①貧困対策 ②児童虐待

【基本情報】

- 平成30年度に、親類に促され兄と共に家出、警察を経由し児童相談所で保護された（本人と妹は短期間で帰された）。以前から育児放棄を疑う情報提供があっていた(学校情報)。
- 母は精神疾患を患っており、不安定な面がある。異父きょうだいが他に7名おり、現在は母と子ども3人(兄と妹)暮らし、生活保護受給中。母のパートナー（妹の父）も同居している。

【相談時の課題】

- 母は今回の子どもたちの保護に戸惑い、自傷行為をした。
- 母の精神不安定な状態から、子どもたちが安定した日常生活を送れない恐れがある。

【ＳＳＷをどのように活用したか】

- 母に寄り添い、関係機関とＳＳＷが連携し、家族全体への切れ目のない支援を目指し関係者会議を開催。

【チーム学校に対しての対応(要対協)】

- 子ども支援課…母や家族全体の変化に注目しながら、他機関との調整。適時の会議の実施。
- 生活福祉課…生活保護の規定に則り、適正な活用を推進。
- 児童相談所…育児放棄の状況が継続していないかを確認。必要時の保護。
- 学校…本人の生活環境を把握し、変化時には速やかに相談（ＳＣの活用）。
- ＳＳＷ…母への定期的な声掛け、民生委員による訪問活動を調整。学校と連携し本人の現状を把握。

【ＳＳＷが介入した成果】

- 母に寄り添い不安を解消。適切な受診を勧奨。民生委員による訪問に繋がった。
- 各々の関係機関と連携しながら家庭環境にもアプローチし、家族の生活が安定した。

【今後の課題】

- 不安定な家庭状況に陥らないよう、母や本人への切れ目のない支援を行う。
→継続した支援のため、関係者会議を適時開催しながら、状況の把握、対応を行う。

【４】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

スクールソーシャルワーカーの対応実件数、延べ対応件数ともに急増している。H28年度の実件数 144 件、延べ対応件数 1,780 件、H29年度の実件数 115 件、延べ対応件数 2,520 件、H30年度の実件数 216 件 延べ対応件数 3,796 件である。家庭環境の調整や相談者と関係機関とのつなぎ、また学校と相談者、関係機関との調整にあたるなどスクールソーシャルワーカーの有用性を感じている。

(2) 今後の課題

現在、4名のＳＳＷが臨時職員として勤務しているが、急増する対応件数に対応するためＳＳＷの増員が望まれる。

大分市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成３０年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・行政や関係機関と連携した相談活動など包括的な支援を行う。
- ・児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけるとともに学校における教育相談体制の整備、充実を図る。

（２）配置・採用計画上の工夫

- ・嘱託職員であるスクールソーシャルワーカー（以下ＳＳＷ）の採用人数を２０名から２２名に増員し、市内全小中学校及び義務教育学校に配置した。
- ・正規職員である主任ＳＳＷ４名を配置し、スーパーバイズの役割を担うことで、ＳＳＷの相談・支援に係る知識・技術の向上を図る

（３）配置人数・資格・勤務形態

〈配置人数〉 ２６名（嘱託職員２２名・正規職員４名）

〈資格〉 社会福祉士１６名、精神保健福祉士７名、教員免許状７名、介護福祉士１名、介護支援専門員３名

〈勤務形態〉 嘱託職員勤務 月１７日 １日７．２５時間

正規職員勤務

（４）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

〈策定の状況〉 配置の目的・ＳＳＷの職務内容・活用上の留意点・ＳＳＷマネージャー（担当者）の役割等

〈周知方法〉 関係学校の校長を対象とした配置校説明会及び担当者が参加する連絡協議会を活用

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

ＳＳＷ

（２）研修回数（頻度）

- ・集中研修（４月の３週間） ・研修会（月１回） ・カンファレンス（月１回）
- ・事例検討会（年３回） ・連絡協議会（年２回）※各学校から校長等管理職、担当者も対象

（３）研修内容

〈カンファレンス〉

- ・支援の難しいケースについて出し合い、ＳＳＷ間で助言し合う。
- ・指導主事も参加し、教職員との連携の在り方について指導助言を行う。

〈事例検討会〉

- ・支援が行き詰っているケースについてＳＳＷが概要をまとめる。
- ・講師を招聘し、今後の支援について助言を受ける。

〈連絡協議会〉

- ・事業内容について ・担当者とＳＳＷの打ち合わせ
- ・実績報告 ・実践発表

〈研修会〉

- ・服務規律 ・虐待ケースの対応 ・障がい特性の理解 ・人権・同和教育 など

（４）特に効果のあった研修内容

- ・児童相談所を訪問しての研修は、虐待対応等その後の支援につながった。
- ・定期的にカンファレンスを実施することにより、より適切な支援につながった。
- ・全国的にも先進的な取組をしている地域の方を講師として招聘し、研修を開催することができた。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置 有

○活用方法 正規職員として主任ＳＳＷ４名を配置し、市役所の福祉部署の職員を併任することにより、虐待対応等に係る連携をはじめ、福祉等の関係機関との連携を図る。主任ＳＳＷが、学校に配置されたＳＳＷとの同行支援や相談支援を行い、資質能力の向上を図る。

（６）課題

- ・より専門性の高い支援を行うため、ＳＳＷの相談スキルの向上を図るなど人材育成が必要である。
- ・引き続き主任ＳＳＷが福祉部署の職員を併任することにより、福祉等の関係機関との連携を一層強化し、組織的な教育相談体制の充実に努める。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】発達障害等に関する問題のための活用事例（④不登校、⑦発達障害等に関する問題）

教室での離席が多く、上手くいかないうちがあるとき大きな声で叫ぶ、物にあたるなど感情の起伏が激しく、イライラすると友だちを叩いてしまう等の行為があった。家庭でも手が付けられないほど落ち着かない状態になり、保護者から「学校に行くと本児のストレスが強くなるので休ませたい」との申し入れがあった。

担任と管理職を通して相談があり、SSWが保護者と面談を行った。保護者からは、本児が学校で嫌なことがあると家庭で自己肯定感の低い発言を繰り返し、不安感が強く、些細なことで癇癪を起こす様子があること、登校を渋るようになり対応に困っていることが聞かれた。校内で協議をした結果、本児の発達検査を目的に保護者に専門機関を受診することをすすめることにした。しかし、医療機関を受診には抵抗があるとのことだったので、大学心理教育相談室を情報提供し、その調整をSSWが担うことで同意を得た。発達検査結果の報告の際は、担任、特別支援教育コーディネーターも同席し、本児の関わり方について共通理解を図った。特別支援教育コーディネーターより、本児が教室に入れない時は、学習面や情緒面のサポートを目的に、弾力的な特別支援学級の利用を提案し、保護者の承諾を得た。補助教員による本児のサポートや、図書館好きな本児のために、図書館支援員の協力も得られる体制にした。

本児の登校渋りは以前より改善されたが、癇癪の頻度や、不安や緊張の強さはなかなか改善されなかったため、SSWは保護者との面談を重ね、大学心理教育相談室と連携して、服薬の検討を兼ねて医療機関に繋ぐことができた。医療機関での診察の結果、診断がおり、本児は服薬を開始した。医療機関受診後、保護者は発達障がいへの理解をさらに深めることができ、次年度は正式に特別支援学級の措置替えを希望された。本児は服薬と環境調整で徐々に状態は落ち着いてきている。

【事例2】貧困対策のための活用事例（①貧困対策）

本人は学校生活を問題なく過ごしていたが、保護者は心身の不調により休職中であった。諸費、PTA会費、通学バス費用などの支払いが滞っており、担任が何度連絡しても保護者に通じない状態が続いていた。本人の進学について話し合うため担任と管理職が家庭訪問をしたところ、保護者から貯蓄が1,000円以下であり経済状況が切迫した状態であることが聞かれた。

経済的支援について相談を受けたSSWは、家庭の現状と経済状況の把握を行い、市社会福祉協議会のくらしサポートについて保護者に情報提供をした。くらしサポートの職員同席のもと保護者と面談を重ね、市生活福祉課への相談、緊急的なフードバンクの利用へつなげた。本人に進学の意味はあるが、現状では進学はままならないため、奨学金制度と教育資金貸付金の情報提供を行い、外出が難しい保護者の申請援助をした。保護者は心身の不調により精神的に追いつめられていたため、市保健所の職員と家庭訪問を行い、早期の医療機関受診を勧めた。校内での情報共有と役割分担により、管理職から本人が進学を希望する高校へ制服バンクの問い合わせ、担任が本人の精神的なサポートに努めた。

フードバンクの支援を受けながら、保護者はくらしサポートの職員と市生活福祉課に相談することで、今後の見通しを持つことができた。また、保護者はかかりつけ医から総合病院へ紹介状を書いてもらい、くらしサポートの医療費援助を受けて受診することができた。本人の進学費用については奨学金の申請が通り、給付できるようになった。SSWは定期的に家庭訪問を行い、家庭の状況を確認しながら、学校やくらしサポートなどと連携して支援を行っている。

【事例3】「⑧性的な被害」または、「⑨ヤングケアラー」についての活用事例なし。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・SSWを計画的に増員し、市内全小中学校及び義務教育学校に配置するとともに、市内を中央・東部・西部の3つのエリアに分け、そのエリアごとに専門性・指導性の高い主任SSWを配置する組織的な支援体制を整備することにより、各学校において福祉的な支援が必要な児童生徒及び保護者等への支援が充実した。
- ・同一校区の小中学校に配置したことにより、学校からは、「きょうだい児のいる家庭の情報共有が円滑に行えるようになり支援が進んだ」などの声が聞かれるようになった。
- ・主任SSWが、学校に配置されたSSWとの同行支援や相談支援など、スーパーバイズの役割を担うことで、SSWの資質能力の向上を図るとともに、児童生徒の抱える課題の解決及び好転につなげることができた。

（2）今後の課題

- ・学校、保護者にSSWの有効性が広まり、相談件数が年々増加するに従い、一人のSSWが受ける相談延べ件数が2,600件を超えている。
- ・解決・好転するまでに時間を要する事案や虐待及び子どもの貧困対策等、迅速で適切な対応が求められる事案が増加している。

宮崎市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成３０年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校と教育相談センターが連携し、問題を抱える児童生徒がおかれた環境への福祉的な立場からの助言・支援や教育相談センターにおける他の相談員との連携等により、いじめや不登校などを未然に防止したり、早期に対応したりすることに資する。

（２）配置・採用計画上の工夫

教育委員会の補助機関として、教育相談センターを設置し、スクールソーシャルワーカー２名を配置するとともに、学校経営アドバイザー１名、チーフスクールアドバイザー１名、スクールカウンセラー３名、特別支援教育相談員５名を配置し、相互の連携を図りながら相談活動や支援活動を行う。

（３）配置人数・資格・勤務形態

２名・教員免許状・１週間あたり２９時間以内の勤務

（４）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

宮崎市スクールソーシャルワーカー設置要綱を施行し、市校長会や生徒指導に関する学校訪問を通して、スクールソーシャルワーカーの活用についての広報を行う。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

県スクールソーシャルワーカー、県スクールカウンセラー研修会に参加

（２）研修回数（頻度）

年３回実施

（３）研修内容

事例研修会

（４）特に効果のあった研修内容

宮崎県が主催する研修会への参加により、スクールソーシャルワーカーのもち備えるべき専門的知識が習得でき、さらには他市町村との情報交換が、本市における活動の参考となった。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置　なし

○活用方法　なし

（６）課題

○　ＳＳＷを２名配置しているが、小中学校のケース会議への参加や電話・来所相談などの増加により、研修時間の確保が難しい。※令和元年度より、ＳＳＷを４名に増員した。

○　現在、県の研修に参加しているが、市独自の研修を行うためには予算や人材の確保が必要である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（①家庭環境の問題 ④不登校）

4年生の10月頃から年度末まで不登校の状態が続き、新年度になっても登校しても教室に入れない男子児童がいた。両親は数年前に別居しているが、平日は父親と過ごし、休みの日は母親のもとで過ごしている。

校長から「保護者と共通理解が得られず、連携が十分に図れていない。保護者と学校、父親と母親との間に入って、より良い学校生活に向けて支援してほしい。」という依頼を受けた。

父親、母親とそれぞれに面談を行い、「本児に大人の不和や今後への不安を感じさせないかわり」を求めた。本児とは、毎週1回程度学校で面談を繰り返し、「6年生に向けて、一緒に勉強できそうな教科（体育、家庭）だけでも参加する。」「S S Wが来た時に、国語、算数のプリントを20～30分は頑張る。」ことに取り組ませた。管理職等にも面談の内容を伝え、賞賛と励ましの声かけをお願いした。

6年生になった31年度からは、担任との関係も良く、クラスで毎時間授業を受けることができています。

【事例2】貧困対策のための活用事例（①家庭環境の問題 ⑦発達障害等に関する問題）

小学校中学年で発達障がい診断を受けるが、本人の希望でずっと通常学級で過ごしてきた中学校3年生の男子生徒がいた。母親と弟の3人暮らしで、母親は難病があるため就労ができず生活保護を受給している。

本人は、学力面、運動能力面では優れているが、友達や教師との対人関係をうまく築けないことがあり、母親は各関係機関に相談していろいろと勉強しながら、対応に苦労してきていた。

中体連終了後は、受験や高校での授業料等への不安に関する相談を受けた。そこで、受験までのタイムスケジュールを伝え、希望している高校3年間に必要と思われる経費や申請可能な奨学金の種類を調べ知らせた。

合格発表の後、高校でもより良い支援が受けられるよう、高校側にケース会議の開催を申請し、学校関係者、市教委の特別支援教育担当指導主事とともに出席し、綿密な引継を行った。

現在は、学習面、部活動面でも有意義な高校生活を送っている。

【事例3】性的な被害についての活用事例

該当事例なし

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 教育相談センターへの相談依頼に対し、学校経営アドバイザー、スクールカウンセラーと共に連携しながら、円滑な対応を図ることができた。
- 校長会や様々な機会を通じ、スクールソーシャルワーカーの積極的な活用を促したことにより、不登校児童生徒等の指導・支援について協議するケース会議へのスクールソーシャルワーカーの出席依頼が増加した。
- スクールソーシャルワーカーがケース会議に参加し、専門的な立場から意見を述べ、また情報を共有したことにより、解決策を模索することができた。そして、スクールソーシャルワーカーが学級担任や生徒指導主事に対して送った具体的なアドバイスが解決につながる等の効果も見られた。
- 保護者から見て、スクールソーシャルワーカーは第三者の立場であり、相談しやすい存在であることから、相談に応じる中で、安心感を与える効果も見られた。

（2）今後の課題

- スクールソーシャルワーカーが家庭訪問をしたり、保護者と共に関係機関に出向いたりする支援については、様々な課題もあることから、未だ不十分である。
- 特別支援教育の手法に基づいた指導が必要であるケースも増加傾向にあることから、資質向上に向けた研修等の設定が必要である。

鹿児島市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成３０年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

スクールソーシャルワーカーを活用し、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など児童生徒の問題行動等の背景にある家族や友人関係、地域、学校などの環境への働きかけ、問題行動等の解決を図る。

（２）配置・採用計画上の工夫

市内１１７校（７８小学校、３９中学校）を担当する４人のスクールソーシャルワーカーのうち、１人をコーディネーターとして位置付け、事案に対応している。

（３）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：４人

資 格：社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事、教員免許状、心理カウンセラー等

勤務形態：概ね週４日、１日６時間（９：００～１６：００）

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

実施要項等で趣旨や事業内容を定め、年度当初、各学校に周知するとともに、校長研修会や教頭研修会、生徒指導主任・担当者研修会等でも周知を図っている。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

スクールソーシャルワーカー

（２）研修回数（頻度）

市教育委員会主催の研修会を月１回程度

（３）研修内容

市教育相談員や市スクールカウンセラー、学習支援員、臨床心理相談員を交えた事例研修会や講師を招聘した研修会を実施

（４）特に効果のあった研修内容

スクールカウンセラー等と事例検討等を行うことで、その後の事案対応の際に、連携が取りやすくなった。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置 無

○活用方法

（６）課題

- ・ 資質向上の機会としての研修時間の確保
- ・ 様々な要因が絡み合っている事案に対応するための研修内容の工夫・改善
- ・ 関係機関との連携及び情報共有後の対応

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】虐待対応のための活用事例（②児童虐待、④不登校、⑦その他）

○ 事例概要

- ・ Aは、不登校傾向にあり、登校をめぐってAと保護者との言い争いが絶えなかった。
- ・ Aと兄弟は、身体的虐待が疑われる状況にあった。

○ 支援内容

- ・ S S Wが学校を訪問し、Aの状況を確認した。その後、Aの保護者と面談し、家庭状況等を確認した。
- ・ 児童相談所に情報を提供するとともに、相談支援事業所や保護課と連携を図りながら支援を進めた。

○ その後の対応

- ・ 保護者と児童相談所が面談を重ねた結果、Aと兄弟の児童養護施設への入所が決定した。

【事例２】発達障害対応のための活用事例（④暴力行為、⑦その他）

○ 事例概要

- ・ Bは、自宅で保護者に対する暴言・暴力があった。
- ・ 保護者は、特性があり、Bへの対応が難しい状況にあった。

○ 支援内容

- ・ S S Wが学校を訪問し、Bの状況を確認した後、情報の共有と支援策等を検討した。
- ・ Bの特性についての検査を行うため、関係機関と連携を図った。
- ・ S S Wは、保護者の障害に適切に対応できる相談支援事業所との連携を図った。

○ その後の対応

- ・ Bは、検査後、放課後等デイサービスの利用が図られ、特別支援学級にも入級した。
- ・ S S Wは、各機関と連携しながら、保護者への支援を継続している。

【事例３】ヤングケアラーのための活用事例

（①貧困対策、②児童虐待、④不登校、⑥非行・不良行為、⑦発達障害等に関する問題、⑨ヤングケアラー）

○ 事例概要

- ・ Cは、保護者の離婚をきっかけに、登校ができなくなった。
- ・ Cは、保護者から、過度な手伝い等を要求され、ネグレクトが懸念される状況にあった。

○ 支援内容

- ・ S S Wが学校を訪問し、Cの状況を確認した。その後、Cの保護者と面談し、家庭状況等も確認した。
- ・ 家庭環境の改善に向けて、児童相談所や市の支援部署とも連携を図りながら支援策等を検討した。
- ・ S S Wは、保護者の養育困難な状況を改善するために、保護課と連携して手続きを進めた。

○ その後の対応

- ・ 家庭環境が徐々に改善されてきたことにより、Cの不登校も改善した。
- ・ S S Wは、関係機関と連携を図り、保護者に対して支援を継続した。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ 対応児童生徒数は、年々増加している。S S Wの周知が進み、学校からの派遣要請が増加した結果であり、関係機関との連携も進んでいる。
- ・ 学校だけで問題を抱え込むのではなく、ケース会議等を開催するなど、関係機関との連携が図られるケースが増えてきた。また、学校がS S Wを活用することで、他のケースについても問題意識を持ち、適切に対応できつつある。
- ・ 行政機関だけでなく、民間の各相談機関や事業所との連携も図られてきた。

（２）今後の課題

- ・ 様々な要因が絡み合っている困難事例に対応するため、S S Wの更なる資質向上を図る必要がある。
- ・ 継続的な支援を必要とする家庭に対して、卒業後の支援等について、どこの機関が引き続き関わっていくかが課題である。